

よりますと、四十七年度で八千五百五十八億圓、貸し倒れ引き当て金全部の四五%を占めております。それから次に大きいのは卸売り業です。この卸売り業の中には、最近問題になっております大手の商社、これがおそらく全部入っておるのじゃないか、あとに入りようがありませんから。これが五千二百五十八億圓、全部の貸し倒れ引き当て金残高の大体二五%を占めております。合わせますと、全部の貸し倒れ引き当て金の七〇%はこの金融業と卸売り、しかも、この詳細なものはありませんが、資本別の分け方から見ても、たいへん大きな資本金の会社がこの引き当て金の積み立て率が非常に高い、こういうところを見ますと、端的に言いますと、たとえば金融業をとってみます。これは貸し倒れが将来非常に多いということの予想される業種かどうかということが一つ問題だと思ふのです。

これはいつも出る論文なんですが、東洋経済の論文では、この貸し倒れ引き当て金や退職引当て金、退職引当て金についてはあとでお話ししたいと思ひますが、こういったものは、経験値をはかるに上回るといふものについては、これは利益社内留保という疑問を抱かれるのは当然だ、あなた自体そういうことを指摘しておるわけですよ。経験値をはかるに上回るといふ場合においては、たとえ債務性というものがあつた程度加味されたとしても、これは不届きだということをおあなたは指摘しておると思ふのです。その際、金融業というのは御承知のとおり担保は確実にとりますね。言いたくないが、歩積み商建をやりますね。どんなことをやつたつて貸し倒れのないような方式で金を貸す、これがたてまえになつておるのです。こういった業種が四五%も占めるといふ事態については一体どう考へておるか。あなたの言う経験値と照らして御見解を承りたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 金融機関の貸し倒れ実績と貸し倒れ引き当て金の率であります千分の十二という率との間には、御指摘のように非常に大きな

乖離があるわけでございます。その意味におきまして、貸し倒れ引き当て金は本来その性格といたしましては、ただいま御指摘の、私が書きましたものでも申しておりますように、債務性の強いものであるという性格のものでございまして、その実績率との関係からいいますと、現在の実績率の場合に、そういう非常に債務性の強いものだというところだけで説明し切れるものかどうかということについては、御指摘のような実態との関連では、問題があるというふうに思ひます。

ただ、この貸し倒れ引き当て金の制度を金融機関についてどのようにしたらよろしいのか、また率をどのようにきめればよろしいのかということとはなかなかむずかしい問題でございまして、実績率であればよろしい、実績率まで下げなければいけないということではないと思ひます。金融機関の貸し倒れが起ることについては、非常に特別の時期に集中的に起こり得る可能性はやはりあるわけでございます。しかし、わが国の場合は、昭和の初めのときの抜きがたい記憶というものが預金者にまだ残つておるといふ現状にもございまして、ある年ある年の貸し倒れ実績が低いからといって、必ずしもその率まで下げなければならぬのだという理屈でもないように思ひます。どこへそれを求めたいのかということとは、正直のところ私もなかなかめどを見つけないというところで、毎年議論にはなりますが、ただ過去の二三年ほど前に千分の十五から千分の十二に下げ、今回また十に下げるといふことをやつてはおりますけれども、特にどこまで下げたらよろしいのかということの研究は、率直に申しましてまだ不十分でございまして、この点については今後の問題として検討してまいりたいと思ひます。

○塚田委員 銀行の場合、実際の貸し倒れ実績といふものは、私はきのう一日、銀行の五つないし六つの有価証券報告書で調べていきましたが、まづほとんどない。私どものところに来ていた資料で見ましても、実績は〇・〇〇とか——これは銀行といひましても都市銀行から信託、あるいは

地方銀行、金庫、いろいろな差はありますよ。差があるといふのは、だんだん下になってくると貸し倒れ率は高くなつてきますけれども、ほとんどない、こういう状態なんですよ。だから、取りくずしも当然ないし、そのまますべていく。そうして毎年毎年それに対して税金でまけてやつていく。これはあなたの言う経験値という面からいっても、千分の十ぐらいではとてもおさまる筋合いのものではないのじゃないのか。

いま、銀行の昭和初期の大不況、ずいぶん古い話を出しましたけれども、あなたは一体この特別措置についての税調の長期答申というのを読んだことがありますか。これは準備金も含めてですけども、将来の偶発的な損失、これは昭和初期のそういう事態をいうのでしよう。あるいは不確実な支出に備へたこういった貸し倒れ引き当て金、あるいはあとでいろいろ質問しますが、準備金、これは単純な利益の留保とみなされる。だから、これについては整理統合を急ぐべきだといふ長期答申も出ておるでしよう、どうですか。ましてや、銀行や商社の大手といふのは、最近手持ち流動資金といひますが、金はたいへんたくさん持つておる、積んでおりますけれども、別にお金にはしるしがついておるわけじゃないですか。これはみんな使われていくでしよう。私はこういう不適当な引き当て金といふのは、将来にわたつてと言わぬで、ことしはとにかくとして、来年度はもうこれを整理する。どこまで引き下げるかじゃなくて、二%程度じゃなくて、これは思ひ切つた整理を断行しなければならぬ時期だ、こう思うのですが、どうでしょうか。

○高木(文)政府委員 私どもも、基本的には税制のほうから見ますと、貸し倒れ引き当て金の制度は、ただいま御指摘のような問題点があるといふふうに考へております。したがつて、税制調査会の答申の趣旨に沿つて、まあ二年前に千分の十五から十二に下げまして、ことしからまた千分の十二から十に下げるようにいたしたいといふふうに考へておりますが、塚田委員御指摘の点は、そう

いう小手先の直し方ではなくて、もっと根本的に考え直せといふ御指摘だと思いますが、そういうことになりました場合には、一つ問題がありますのは、やはり金融機関の体質といひますか体制といひますか、そういう問題としてどのように考へたらよろしいのかという問題ではないかと思ひます。

現在、実は大蔵省の懸案事項として長年銀行法の審議といふことがあるわけでございますけれども、何度か手をつけかけてはなかなか問題がむずかしいだけに手をつけ切れずに、また順延ばしになつておるわけでございます。それはそれなりに銀行行政の問題としてはむずかしい問題があるわけでございまして、どうしてもいま御指摘のような意味での抜本的と申しますか、根本的な立て直しといふことを考へるのであれば、そういった銀行の制度論との関連をやはり議論する必要があるのではなからうか。それなくして、税の上でこれを全くとめてしまふといふわけにもなかなかまいらぬのではなからうかといふような感じを持つておるわけでございます。

しかし、率直に申しまして、同じ大蔵省の中ではございまして、われわれ税の立場からは、実は非常に迷惑な制度でございまして、このままではいかぬといふことで、今後とも検討はしてまいりたい。御指摘の点は、私どももある意味で共感できるものがたくさんありますので、そういう点も含めて検討してまいりたいと思ひます。

○塚田委員 たいへんこれは迷惑な制度だと、こゝういふ発言がありましたので、おそらく主税局としては、これに早急に手をつけていくといふふうには理解したいと思ひます。お説のとおり、金融機関は税制だけで調整するといふ筋合いのものでもないし、また、それはたいへんだと思ひます。最近、たとえば自己資本金の二〇%以上を特定業者に貸しつけてはならぬといふようなことも検討されたり、あるいは貸し付け準備率という制度も考へてみなければならぬじゃないかといふわけているほどなんです。税の面ではもうさうい

た優遇策を全廃するという気持ちで整理に当たらぬことには、国民に対する不公平感というものは拭きえないと思うのです。そういう面では、ひとつ決意をもって当たってもらいたいと思います。

これに類するものとして、例の退職引当金と、たまたま新日鉄の例を出していろいろお話をいたしました。退職引当金といひましても、中小ではなかなか退職引当金を積み立てするということはない情勢等いろいろと指摘されたりしておりますが、この際、また銀行の話になりますけれども、銀行は経理基準というものがあつて、百分の五十という法定引当金に、さらに、これは有税分になりますけれども、五〇％上積みして百分の百、これを退職引当金として積み立てておるわけです。百分の百というのはどういうことかという、取りつけか何かあつてその銀行がばつたりつづけて、そして全員退職という場合を予想しての措置だ、こゝで見られるわけですが、どうですか。一体、銀行だけがかりに有税分とはいひながら退職引当金を百分の百も積み立てていく。他の中小企業その他は法で定められたものさへ積み立てられない。こういうアンバランスですね、この点を一体局長はどう考えられておるか、御見解を承りたい。

○高木(文)政府委員 ただいまの経理基準の問題は、銀行局が各金融機関を指導いたします場合の一つの基準でございまして、銀行局としては、やはり金融機関の内部留保ができるだけ厚いことが望ましい、利益があつたからといってそれをどんだん配当するということではなしに、金融機関内部の留保が厚いことが望ましいということから、税法上は認められないものであつても、十分に引き当てをするということによって内部の留保を十分にするという趣旨のものであろうかと思ひます。私はその点につきましては、それぞれの行政官庁がそれぞれの企業の性格に応じてどのように引き当てをするかということについて指導をする

のは、その業界の体質に応じておやりになればよろしいのであつて、ただいまの金融機関の退職給与引き当て金は、税法で認められている二分の一額以上のものについては有税で積み立てるわけにございまして、その点は特に塚田委員御指摘のように、強く非難するには値しないのではなからうかという感じを持っております。

企業によつて事情が違ひましようけれども、何と申しましても金融機関は信用第一の仕事でございまして、その意味におきまして、どういう形式にもせよ内部留保を十分に持つておるというこゝとは、やはり必要なことじやないかというふうに考えるわけにございまして、税といひましても、これはやはり納めてもらつておるわけにございまして、かねがね各産業界からは、二分の一だけいま税で認められておるけれども、金額について認めてほしいという要請がございまして、税としてはそういう要請に応ずるつもりはございせん。現在の二分の一でまず十分であらうというふうに考えております。それから先は税とは別の問題というふうには理解をいたしております。

○塚田委員 つまり有税分で積み立てるというものは、社内留保といひますか、配当も制限されておる、金はだぶつて余つておる、どこかで積み立てなければならぬということで、準備金とか引き当て金に積み立てておるわけなんです。だから、こゝにいた企業に対しては、非常に乱暴な言ひ方ですけれども、百分の五十の優遇措置だつて、そんなに有税分で積み立てるのだったらやらなくていい、有税分で百分の五十も積み立てるのですから。退職した場合に不都合のないような金をちゃんと税金を納めて積み立てられる、こういう会社なんですから。だから、そういうものにさらに税金で優遇措置を講じてやるということ自体、これも経験に照らしてどうも不都合だと思ふわけですか。

念から言ひますと、二分の一では不十分であつてもつと積んでおくほうが望ましいというこゝとは、やはり否定できないのではないかと。流出をしてしまふよりは内部に留保しておくことが望ましいというこゝとは否定できないのではないかと。こゝに考へますので、二分の一の部分については無税で積み立てられる、その上は有税で何ほどかなるべく積み立てておくということ、これは株主なり経営者なりの判断であつて、こゝは認めてもよろしいのではないかと。こゝに私どもは考へます。

○塚田委員 銀行局来ていますか。いま主税局長から退職金の問題について話があつたのですけれども、銀行は経理基準というものがあつて、これも、銀行はいろいろな改正されていきます。昭和四十二年、四十四年、四十五年、四十七年とそれぞれ基準を改正して、指示、指導しているわけですね。この経過を見ますと、四十七年、四十八年、銀行は相当のだぶつきを持つていて社内留保を持つていて、それを貸し出すという情勢にかんがみて、それを引き当て金、準備金あるいは償却で十分なほど積み立てるという指導をしているような気が私にはするんですね。

その一つは、たとえば不動産について、これは一六〇％の不動産償却を指示したり、あるいは貸し倒れ引き当て金については三年間で漸減する。いろいろな措置を講じさせたり、あるいはいま言つた退職引当金等については百分の百を目標にしてやれという指示をしたり、こゝに引き当て金とか準備金の積み立てではなくて、さつきあなたがいけないときに局長が触れたのですが、銀行はもつとほかの政策で過剰流動を引き揚げるといふことをむしろ積極的にあわせてやる必要があるのではないかと、あるいは不都合な貸し出しを押さえるという指導方法をもつと積極的にやる必要があるのではないかと。こゝに感じがどうもしてくるのですよ。さうでないか、税制といふものの間に大きなギャップといひますか、アンバランスが出てくるわけですよ。どう思ひますかね、銀行局は。

○清水説明員 お尋ねの点につきまして、一つは内部留保の問題を御指摘いただいたわけにございまして、その点につきましては、税制の問題につきましてはもちろ銀行もその税制のもとにあるわけにございまして、その原則に基づくことになつておりますが、その上で私どものほうで通達いたしております統一経理基準におきまして、いま御指摘のように、それを上回るような償却なり引き当ての処理を指示しているわけにございまして。

この趣旨につきまして一言申し上げさせていただきます。現在のお銀行の自己資本、広い意味でとりまして、自己資本といふものの比率は、必ずしも十分だとは申せない実情にあるわけにございまして。そしてやはり銀行が一般の企業と違つて、もつぱら信用事業を専門にしているというその特殊性等から見まして、長期的に見まして、銀行の内部留保を厚くしていくということは、依然必要だろつというふうに申し上げたいわけにございまして。さうしました内部留保は、銀行の経営の安定基盤になるというこゝとはもとよりございまして、またそのことが、内部資金の資金全体といたしましてコストの引き下げ要因になることも確かでございます。さういふことは、結果といたしまして、銀行が貸し出しあるいはその他の各種のサービスを遂行していく上で、それなりによい影響があるということに申し上げられるかと思ひます。

それから、さういふ内部留保を厚くしているというこゝでなくて、もう少し幅広い銀行行政という問題が考えられるのではないかと。御趣旨のように伺つたわけにございまして、さういふ点につきましては、いろいろ私どもとしても考へていかなければならないことは多いと思つております。先般、当委員会におきまして御指摘をいたしておりますたとえば大口貸し出しの問題等につきましても、現在鋭意検討中でありましかつても、それだけでなくて、さらに銀行の融資のあり方の問題につきましても、最近の特殊な状況に

対応して、選別融資というようなことも現在行なわれつつありますが、一時的なそういう問題だけでなく、さらに長い目で見た問題というものも今後考えていきたいというふうに思っております。

○塚田委員 銀行のあれについてはまたいずれ別の機会に聞きたいと思いますが、そこで局長、ちよつと資料ができるかできないか、貸し倒れの実態というのはいかがでしょうか、各業種別に。

○高木(文)政府委員 金融機関のような場合にはわかるはずでございます。現にわかつております。ただ、全国で百万をこす法人の貸し倒れの状況がどうなっておるかということについては、これはちよつと……

○塚田委員 上場会社だけでいいですよ。これは有価証券報告をみな受けておるでしょう。

○高木(文)政府委員 ちよつといますぐわかりません。有価証券報告書の表示の上でどうなっておりますか、ちよつといまここでわかりませんが、たしか特別に貸し倒れ額を表示してないかつたのではないかと思います。

○塚田委員 私はいまここに有価証券報告書を持ってきたのですけれども、それは心配ないですよ。引き当て金として明細が出ています。そして引き当て金という中に、準備金も含めて当該取りくずしはどのくらいあったか、かつたかということも全部上期下期で分かれて出ていますから、それをつかまぬで抜本的に引き当て金制度について検討を進めたいといつても、そういう基礎的な資料さえまだつかんでいないでは、ことばだけになつてしまふのじゃないですか。

○高木(文)政府委員 貸し倒れ引き当て金について最も問題がございましては金融機関についてでございます。私も税の立場から問題を見ておりますのは、金融機関についてでございます。それからもう一つ、非常な特殊な引き当て率を認めておられますところの割賦販売業の問題というのがございまして、これらにつきましては、いずれもよく実績を調べておりますが、実は製造業その

他については非常に多岐にわたつておるわけでございますので、いまはあまり問題意識を持つておりませんので、そういう実績を特別に調査するというのをいたしておらないということとでございます。上場会社については、あるいは有価証券報告書をいろいろ分析等することによつてできるかもしれませんが、貸し倒れ引き当て金につきましても、塚田委員よく御存じのとおり、毎期洗いがえでございまして、期末の貸し金、売り掛け金の残高に全く洗いがえをかけていくわけでございます。取りくずしといひましても、ちよつと取りくずし額という概念はつきりいたしませんので、出ますかどうか、なお検討をいたしてみます。

○塚田委員 つまり貸し倒れ引き当て金が目的に使用されておるかどうかということなんです。

洗いがえというのはありますよ、そのままたの期に横すべりしていつて、目的使用になつておるかどうかということなんです。

○高木(文)政府委員 恐縮でございますが、うまく説明できませんので、一課長からその貸し倒れ引き当て金のやり方について補足的に説明させていただきます。

○伊豫田説明員 補足して御説明させていただきます。

貸し倒れ引き当て金は、従来は、先生ただいまおっしゃつておりますように、毎期積み立てて積み増ししてまいりまして、貸し倒れがあると取りくずすというふうになつております。それが昭和四十年の改正でたつと記憶しておりますが、そのときにいわゆる洗いがえの引き当て金というふうになりまして、現在ではいわゆる評価性引き当て金と申しまして、たとえば債権が百億あるとすると、百億にこの千分の十をかけたまま益金に戻しまして、また翌期末においてもし債権が百十億になつておると、その百十億に千分の十を乗じましてまた評価して引いておく。いわば債権の評価勘定の性格を持つております。企

業会計上も評価の立て方で、場合によると、債権の金額に一定率を掛けまして、それから減算するかつこうで書いております。したがしまして、現実の貸し倒れ損というものは、特別損失あるいは普通の費用の経費として、あるいは雑損として、百億のうち一億に損があれば、そういうふうに出てまいりますので、実は貸し倒れ引き当て金の積み立て、あるいはその益金算入のぐあいをトレースいたしまして、関係がなく貸し倒れの実績が動いておられますので、全く別の資料によりましてちよつと出ないというふうな形になつております。

○塚田委員 いまの説明でますますわかつてきた。何でそれじゃ貸し倒れ引き当て金なんという名前をつけて社内留保させているかということ、その基本に懸れる問題になつてくるわけですよ。そうすね。とにかく債権について頭から何%と積み立てて、その次に債権が多くなれば積み増しをして、そういう取りくずしはないのですから、つまり引き当てるべき何ものも実態としてはないわけですよ。それでしよう。もう社内留保の一形態だ、完全に。

○高木(文)政府委員 それはちよつと私どもと見解を異にしておるわけでございます。ただいま税制一課長が評価性引き当て金ということばを使ひましたのですが、一億なら一億の貸し金があるというときに、これをどのようにブッキングするかというブッキングのしかたの問題でございます。とにかく一億貸してあれば、あるいは一億円の売り掛け金があれば、これは一億というふうに資産に計上するということになつておるわけでございますが、非常に少ない量ではありまして必ずしも、ごくわずかの率ではございまいしょうが、売り掛け金が取れない、特に小売り業なんかの場合は売り掛け金が取れないということは、現実問題としてあり得るわけでございます。売り掛け金が取れないのだから、一億の債権、売り掛け金がある場合に、それを一億まるまるばんと計上することを義務づけることは、それはちよつと無理があるわけ

でございます。それを評価をして、たとえば一億売り掛けがありまして、たとえば九千九百万円とか九千八百万円とかいうことで計上する方法もありませんが、そういう方法をとらないで、そこは一億のままで計上いたしまして、反対勘定といひますか、引き当てという意味で、千分の十五とか十とかいう率だけ別に損として見ることができるといふ制度が、貸し倒れ引き当て金の制度でございます。

これは税法というよりは企業の会計簿記のやり方、その帳簿に貸してある残高を必ずそのまま評価をせずに載せるかわりに、そういう制度があるわけでございますので、そこで毎期毎期洗いがえをいたしまして、期末の債権、売り掛け金というふうなものについて総額を載せるかわりに、そういう率で引き当てる、こういうシステムでございますので、それはそれなりに理由があるものといふふうに考えるわけでございます。

○塚田委員 まあ時間もたつてきておりますので、局長、先ほど言つた金融機関についての貸し倒れ引き当て金については、早急にひとつ実態を明らかにして整理していく。これは特別措置じゃありません、本法規定ですが、その線までひとつ御努力をお願いしたいと思います。

そこで、次は特別措置に移りたいと思つておりますが、今度三月で期限の来る特別措置は大体どのくらいありますか。

○高木(文)政府委員 すぐ調べます。——期限が参りますもので延長するものが二十七件、廃止をいたしますものが四件ということでございます。

○塚田委員 二十七件のうち拡充して延長する、こういうのは何件ありますか。

○高木(文)政府委員 五件でございます。

○塚田委員 廃止するもの四件、拡充して延長するもの五件ですか。あと二十数件は単純延長、こういうことになるのですか。

○高木(文)政府委員 廃止するもの四件、拡充して延長するもの五件、縮小して延長するもの二件、単純延長するもの二十件ということになります。

○塚田委員 どうですかね、それで整理が進んだという感じを受けますか。単純延長が二十件、しかも拡充するというのが五件、廃止は四件だ。これは件数だけでものを判断するのは誤りかもしれないが、とにかく二十件以上が、拡充を含めると二十五件ですかね。これが自動的に延長されていく。一体これは長期答申なり、税調のいつている趣旨に合致するものでしょうかね。また局長が再々答弁されておる整理統合という面からいって、これはどうですか、一体。

○高木(文)政府委員 件数で申しますとそういう印象をお持ちになるのもごもっともだと思うのですが、申しますと、現在のこの特別措置の期限のつけ方と申しますか、立て方は、大体、標準的には二年間の期限でやっておるわけでございます。二年間の期限でございまして、いろいろな制度として何年ぐらゐ安定的に継続していったらいいかという点にもよりまして、けれども、私どももいたしましては、必ずしもそうひどく甘いというふうにも思っていないのでございます。

ただ、いつもと比べてどうかという点は、実は件数で比較してはおりませんけれども、本年は、四十九年度の改正は、何といたしまして法人税率の引き上げということに最大の重点が置かれてまいりました。四十六年度、四十七年度、四十八年度あたりには、どちらかといいますと所得計算の、何といたしますか、整理、合理化ということに頭を置きました。かねがね税率をもう少し考えたらどうかという御指摘がございましたので、これは税率のほうに非常に重点があつたわけでございまして。したがって、私どもの仕事の精力の使い方も、いずれかというところ、片寄りました。若干あるいは御指摘のような点があるかと、私どもとしてもそういう気持ちはないわけではございません。率直にそれは申し上げますが、しかし、そうだからといって、例年に比べて特に租税特別措置の項目整理が著しく悪いというわけでもないのではないかとというのが自己批判でございます。

○塚田委員 悪くないんじゃないかという気持ち、そんな自己批判がありますか。つまり、自己批判じゃなくて、例年に比べて悪くはない、ことをかえていえば、だんだんと慣例化され、既得権化され、二十件延長したって、これは例年に比べてたいしたことないんだという観念にもうなっているわけですね。

私は特別措置というのは大体二年間——これはひどいものになると、もう十年ぐらゐ続いているものもあるわけですね。特別措置というのはやはり機動的に運営すべきであって、二年間たつたら、その時点で十分見直して廃止の方向に向かう、必要になったらまた起こしてもいいんじゃないですか。ところが、十年間だらだらと続けられてきているものがある。これが税調あたりで指摘されておる既得権化、慢性化の実態だと思うのです。私は、そういう例年に比べて悪いとは思わぬという考え自体に、この特別措置に取り組む真意がでないんじゃないか、こう思うわけです。そして、この長期答申でも指摘されておるとおり、延長するときは特別措置を新設するんだという気持ちでぶつからなければだめだ、こういつているのでしよう。延長は新設と同じだ。そういう気持ちはないでしよう。だから、こういう実態が出てくるのです。いま局長は、一体特別措置というのは何かあるかと聞かれても、おそらくそれは即答できないでしよう。

もう一つは、いま局長は、今度は法人税の税率の引き上げに重点を置いたと言われた。私、賛成です。四〇%でもまだ少ない。だけれども、特別措置を残しておいたのでは、どんなに税率を上げたって、少なくとも税の最も大きな不公平というものは残つてくるのです。これは個人の所得者、給与所得者を除外しても、同じ法人であつても大法人と中小法人、特別措置という規定があつても、小さい法人は条件に満たないために利用できない、手続が非常にめんどろ、こういうことで、同じ法人の中でもアンバランスがきているでしよう。そういう中で四〇%に一律に上げる。四

〇%に上げる、四二%にするんだつたら、まず特別措置を整理してやる、これが並行しなければ税の公平が期せられないですよ。そう思わないですか。どうですか、その点は。

○高木(文)政府委員 それはやはり、法人税は所得に税率をかけて算定をするわけでございまして、所得計算について正しいものでなければならぬわけですね。税率も適正でなければならぬわけですね。御指摘のとおりでございます。よつてもつて、私どもも反省をしております。決して十分であるとは思っていないわけでございます。従来からいわれておりますし、今後とも努力を続けてまいらなければならぬわけでございますが、まあ一言、弁解になりますけれども申し上げますと、本来、基本法的なものが各省関係の法律にございまして、その基本法的なもののうち、たとえば税制上、金融上の特別措置をとるという精神を受けまして、租税特別措置法のほうでいろいろ制度を設けておりますが、その場合にも、基本法のほうにはいわば年限が、必ずしもそんなに二年というような短い年限でございせんども、税法のほうは年限を付しておるということがございます。で、そういうものにつきましては、基本法が続きます限りにおきましては、多少とも拡充をしたり縮小したりはいたしますけれども、やはりなかなかやめるといふことまでにはいかない場合が多いわけでございます。そういう事情で、思うほど少なくとも件数に關しては減らすことがなかなかできないでおるわけでございます。しかし、御指摘の点は私どももそう思っておりますので、今後ともそういう努力を続けてまいりたいと思ひます。

○塚田委員 それでは、時間もございせんどもで次に移りたいと思ひますが、特別措置の中で価格変動準備金ですね。これは四十七年の残高ですが、六千四百二十九億円、たいへんな金額ですが、この価格変動準備金というのは、価格変動といふものですけれども、この際値下がり予想して期末のたなにおろし価格に対して一定のパーセンテージをか

けて、それを準備金として積み立てる、税では優遇措置を講ずる、このパーセンテージも、それぞれ変動の激しい物品とか株式についてはさらに上回つた率を規定しているわけなんです。このように、持つていけば値段が下がるということを予想して、その値下がりについての損失をこういう面でカバーしてやるといふのは何ですが、準備金で落とす。しかし、私は、こゝに、二年、三年、数年の傾向は、持つていけば値段がどんどん上がつてきて、むしろもうけ、利益がふえてくるというのが実態じゃないかと思ふのです。これも、もちろん洗ひ直しという方式が採用されておるのですけれども、そういう経済の変動に即応して、今度はやめようじゃないか、今度はひどいからまた起こそうじゃないかという機動性がないままに、価格変動準備金というものがずっと引き継がれてきているわけですよ。この面については税調あたりでもひとつ十分な検討を進めなければならぬということが毎々指摘されておるのです。この点についてどう思ひますか。私は、この準備金というものはむしろ売り惜しみ優遇税制だ、こう現在の段階では考えざるを得ないと思ふのですけれどもね。

○高木(文)政府委員 価格変動準備金は、たゞいまお触れになりましたように、物の値段、たなにおろし資産等の値段が急に下がることがあるということを考えて設けられておるものでございまして。私どもは、そのこと自体は、経済は生きものでございまして、やはりそういう制度があつてもよろしいのではないかと思ひます。

ただ、まさに御指摘のように、最近置かれております環境のような場合には、確かに一般的に申しまして、価格が上がることはありまして、下がることはまずないであらうというのが一般的な現象であるというところは御指摘のとおりであります。で、現在のようないかなる場合には、はなはだ理解がしにくい準備金制度になつてしまつておるといふことは言えると思ひます。しかし、これは常にそうだとはいへないわけではございません。で、制度論としては、このようなものがあること

は、私はやはり容認されてしかるべきものではな
からうか。

ただ率その他につきましては問題があるのではないかということもありまして、たとえば四十八年度の改正の際に、若干ではございましたが率の改定を行なわさしていただいて、しばらく積み増しがふえないようにしたということはございします。今後ともそういう方向では考えたいと思いますが、基本的にこの制度をやめてしまうというのはいかなるものであろうかというふうに考えます。

○塚田委員　やはりその答弁を聞いている限りでは不徹底なんですよ。私は何度も言いますけれども、特別措置というのは、廃止して起こしてもいいと言うのですよ。あるいは価格変動準備金というのを眠らしたらどうですか、この際、完全に眠らす。つまり、まるっきり準備金なきがごとき率に下げてください。そんなにこの名前にこだわることになったら、少し眠らしたらどうですか。

特にの際もう一つ聞きたいのは、銀行にもこの制度がありますね。おそらく銀行は株式の売買だと思ふのですよ。株屋はこれまたずいぶんもっているでしょう。普通のあれでは三％で、銀行は変動の激しい物品並びに株式という、その株式のあれだと思ふのですけれども、品物を売っているんじゃないですか。

○伊豫田説明員　お答え申し上げます。

銀行につきましては株式、株式も非上場株式と上場株式に分けまして、それからさらに、そのほかのに公社債についての価格変動準備金というものを積み込むことが認められておりますけれども、現実の問題として、私、実数は現在把握しておりませんけれども、公社債等につきましては、値下がり損を相当出していると聞いております。

○塚田委員 さっきの準備金は、
とについての答弁はどうですか。

○高木(文)政府委員 確かに御指摘のように、こういう事態のときにはおかしい分野もあるわけでございます。ただ、四十八年につきましては改正

をいたしましたので、四十八年中はほぼ眠っておった状態にあるわけでございます。それで四十九年度についてどうするかということでございまして、四十九年度には、こういうふうな物価の状況でございますので、積み増し停止になっておりましたものが若干動き出すと、少しはメリットが出てくるということになろうかと思ひます。その点につきまして確かに問題があるということとで、四十九年度についてもどうするかという議論はいたしましたのでございますが、四十八年度、四十九年度と二年度続けて改変をするということも制度の安定性の問題で問題があるのではないかといいことで、あるいはそれは非常に弱気だといっておしかりを受けるかもしれませんが、二年連続というこゝともいかがかということで、四十九年度は行なわないことにしたわけでございます。

さらにそれを、この際であるから何か一種の積み増し停止制度をやってはどうかということでございますけれども、しかしそれは、制度は制度としてそれなりに安定性というものも必要でございます。何年かに一度の手直しはよろしかろうと思いますが、現在の段階で急にこれをとめるということについては、私どもといたしまして、現段階でにわかには賛成をいたしかねるということでございます。

○阿部 助委員　ちよつと関連しますが、この問題、この前予算委員会で私は大臣に聞いておるわけですよ。実際言うと、私はあのときも言ったけれども、これは買い占め、売り惜しみの奨励金ですよ、在庫がふえればふえるほど税金が少なくて

なるなんというのは。ことばをかえて言えば、いまのような買い占め、売り惜しみを防がなければならぬという時代に、在庫がふえればふえるほど税金がまけてもらえるなんという制度は、私はどうかと思う。ましてや国民の生活に一番関連があり、一番問題になっておった品目が、一般よりもあれは百分の二ですか三ですか、積み増しになるんでしよう。たとえば冷凍マグロだとか石油だとか木材だとか合板だとかいうような、売り惜しみ、

買い占めで問題になったような品目は積み増しになる。ことしは、皆さんがいまの物価高、国民生活の問題を考えれば、こんな積み増しを残しておくなどというのはおかしい。

私、いま速記録を持ってきておりませんけれども、たしか大臣もあのとき、品目が多いから全体の検討はむずかしいけれども、何ほかの手直しをしなければいかぬみたいな話をしたと思う。これは法律事項じゃないんでしょう。皆さんがここで決意さえすれば、政府の政令ですか通達ですか、それで処理できる問題なんです。何もここで法律を議決しなくともいい問題なんです。皆さん、ここで与野党みんなに聞いてもらなさい。この生活物資の値上りの中で、国民生活に関連のあるそういうものの買い占めをやつて、在庫をふやせばふやすほど税金が少なくなるなんというばかばかしい制度に賛成される議員は、おそらく与野党一人もいないと私は思うのですよ。これは世論ですよ。皆さんが決意さえすれば、これはできる問題なんだ。そんな問題もやらないで、今日、国民生活の安定だとかなんとか言つてみたつて私は始まらぬと思う。

これは政務次官、たしか大臣は手直しする、検討すると、こう言っておつたと思うのですよ。だから、ここで皆さんの決意さえあれば与野党全員反対する人は一人もないと私は思うのだが、私もこの問題は詰めようとは思つておつたのですが、ここで次官から政府を代表してはっきりと言明してもらいたい。

○高木(文)政府委員 先に私からお答えをいたします。

阿部委員から予算委員会で大臣のお尋ねがございましたときに、私も政府委員席におりましたのでよく存じ上げております。私がいま記憶しておりますのでは、大臣がお答え申し上げましたのは、確かに御指摘のような問題があるので、これはぜひ洗いがえといいますか洗い直しをする必要がある。ただ、自分も正確には覚えていないけれども品目の数が三十幾つあるし、それがいろいろと各

省物資にまたがっておるので、大蔵省だけでやるということもなかなかむずかしい。しかし、そうはいっても問題が問題であるし、御指摘のように、法律でできまっているわけではない。告示でできまっている問題でもあるから、早急に各省庁とも打ち合わせをしていろいろ検討をいたしてみたいというふうな大臣からお答えをされたというふうにあります。

それで、私どもも、そのような答弁がございましたから、したがつて、なるべくすみやかにこの仕事に取りかかりたいというふうに考えております。それはたゞいま阿部委員から御指摘がございましたように、価格変動の著しい物品についての二%の積み増しという問題について、そのように品目検討をやらしていただきたいというふうに考えております。

それから、もう一点ちよつと触れておきますが、価格が、上があれば上がるほどということとは悪うございしますが、上がった場合に、それだけ価格変動準備金のメリットが非常に大きくなるのではないかと、御指摘でございますが、それは確かにそういう面がございします。ただちよつと申し上げさせていただきたいのは、いままでたとえ千円であつたものが千五百円になりますと、数量が変わらない場合には、たなおろし評価額は千円かける個数から千五百円かける個数にふえるわけでございますので、もし価格変動準備金なかりせば五百の部分が増加増になってくるわけでございします。

それに比べてまして、今度は価格変動準備金のほうは、たとえば百分の五なら五といったしますと、そのふえました五百に対して百分の五だけショックを緩和する、こういう働きになるわけでございますので、やはりたなおろし資産の評価がふえますれば、たなおろし資産の価額が上がりますれば、それはどうしても税金はまずふえるわけでございますが、ふえるもののショック緩和という働きになるわけでございます。しかし、それでもやはり問題があるじやないかといえは、御指摘のとおり

むしろ若干長期的に見て制度を圧縮していきかい。最後のゴールといえますか、目標のところを低いところに置くということ为主体にして、制度の合理化につとめるということに努力をしたつもり

りでございますが、その反面、経過規定が甘くなつたということが、それは意味がないではないかという御指摘でございます。私どももそういう点はないへん悩んだわけでございすけれども、最後の落ちつきのところをむしろきつ目にするというところで、こういう仕組みでお願いをするということで御提案申し上げておる次第でございます。この辺の事情をおくみ取りいただきたいと存じます。

○塚田委員 局長は悩んだと、おそらくその上の次官よ、あなたは悩まなかつたのでしよう、この点は。

もう一つ、もう最後です。大きいのは異常危険準備金というやつです。これは将来に五〇%以上支払う異常危険を想定して、準備金を積み立てておるわけです。これは損害保険会社がおもものだと思ふのです。二千八百二十七億、たいへん金ですね。

そこで、これは税調の答申、つまり、異常な事態を予想しての準備金を長期にわたつて積み立てるといふことは、これはもう利益隠しだ、そういうことは使つていませんが、社内留保をいたすらにふやす、利益を隠して、こういう指摘があるにもかかわらず、これは延長されて、しかも五〇%以上支払う異常災害、これは関東大震災でも予想すればこういう事態があらうかと思ひますが、これは全くそういう異常を想定した利益隠し。関東大震災なんというああいふ事態は、これはもう準備金とかなんとかいふ問題ではなくて、国としてどう取り組むかという異常な事態なんで、一体これはどう考えますか。こういう準備金をばく大に積み立てさせる、しかも年々積み増しが多くなつてきている。局長の見解を聞きたいと思ふのです。

○高木(文)政府委員 異常危険準備金という制度は、これは損害保険というものの性格上、ある程度こういう制度がなければならぬというふうに思ひます。ただ、いま御指摘がありましたように、非常に積み増し額が大きくなつてまいりましたの

で、これはどうであらうかということ、いろいろ検討いたしました。今回、率を改定することにいたしましたわけでございますが、同時に、この問題につきましても、私どもとまた別の立場でございすますが、損害保険の料率の問題というのが片一方にやはりあるわけでございまして、その料率の合理化というふうなものも同時に行なわなければならぬという事情がございす。

今回このように積み増しがふえてまいりました大きな理由といたしましては、自動車の部分につきまして非常に金額がふえてきたということがございす。自動車保険は、最初不安定な状態でスタートをいたしました。いろいろな統計上の数字等も出てまいつておりませんでしたので、七割という高い率での積み立てを税法上認めておりました。これが結果的には、非常に単純なことばで申しますと、甘い結果になつておつたと思ひますので、この自動車の積み立て率を七割から一挙に二割に落としたわけでございまして、これによつてかなりこの制度の目的に沿ひながら、まずまずの適正水準にこれであり得るのではないかとこのふに考えておる次第でございす。

しかし、今後の危険の発生状況なり何なりをよくらにみながら、また準備金の積み増し状況を見ながら、今後のことは今後のことで、また考えてまいりたいと思ひます。

○塚田委員 これは最後です。次官の御答弁をいただきましたと思ひますけれども、一番最初に言ひましたが、これは法人税を四〇%に引き上げた、だけれども、私は特別措置で課税ベースがたがたになつてゐると思ふのです。そこで、せつかく四〇%に上げ、あるいは四二%に上げたとしても、この特別措置がこういう形で残つていくといふことは、税の不公平をむしろ拡大していくといふことになつていく危険性もあるわけ

です。特に、この特別措置は、いま言つたいろいろな準備金にしても、中小あるいはその他ほとんどに小さい企業は、これを利用できる条件にはないわ

けです。あるいはこれはPRも不足で、こんな準備金があるなどということも知らない者もたくさんいるでしょう。そういう中で中小と大企業との格差もまた拡大していく要素になつてきているわけなので、私は租税特別措置というものを徹底的に征伐せぬ限り、税の公正は期せられない、こういう信念を持つてゐるわけです。いま幾つか指摘した問題について、前向きで検討するという答弁をいただきましたが、基本的にこの問題は、これだけ成長をとげた、しかもいろいろな社会悪が出てきてゐる情勢の中では、これを早急に整理する。何べんも言ひますけれども、必要があれば議会と相談して、われわれと相談して、起こす場合もあり得るし、眠らせる、殺す、とにかく徹底的な征伐をするという態度でなくちやいかぬと思ふのです。どうですか。

○中川政府委員 確かに先ほど来御指摘がありました準備金の問題、あるいは引き当て金の問題も含めまして、特別措置が公平を欠いてゐるという感じは私も持つております。そこで、漸次これを改正をしていかなければならないという気持ちがありましたために、若干ではありますけれども、今回もそれぞれ率等の是正を行なつてきております。私も、こういうものを扱う場合に、急に眠らせるとか廃止をするといふことによつて、株式なり業界に混乱を起こさせてはという一面もありません。山一証券のような問題もありましたし、あるいは異常な災害が全くないとはいへないといふようなこともありますから、そういうことも考へて準備はしておかなければなりませんけれども、それが業界の保護といふようなことになつては、これは公平感を欠きますから、先ほど来御指摘の点は私も率直に受け入れて、ことしはこの程度であります、引き続き明年度においても検討して、改正すべきものは改正していく、このようにしてまいりたいと思ひます。

○塚田委員 終わります。

○安倍委員長 午後一時より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時十八分開議

○安倍委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。広沢直樹君。

○広沢委員 前回に引き続きまして、法人税の改正について御質問申し上げます。法人税の改正に際しまして、ちよつと資料の確認をしておきたいのです。と申し上げましたのは、昨年大蔵省が阿部委員の要求で出しました「資本金階級別法人税負担割合(試算)」がございす、それだつても私、この資料をもとにいろいろ御質問申し上げたのですけれども、この中の所得金額といふのは、これは調査所得金額なのか申告所得金額なのか。

この四十六年の「法人企業の実態」、これは国税庁の総務課で出しておりますが、これを集計いたしますと、一億円以下の所得金額あるいは一億円以上百億円未満の所得金額の合計がちよつと違つておるんじゃないかと思ふのです。この点は、どういふふうになつてゐるのか。そして百億円以上の金額は、この統計に出てゐるのとちよつと合つてゐます。合計においてもこれはきちつと合つてゐるわけですね。その点どうなつてゐるのか、ちよつと御説明いただきたいのです。

○高木(文)政府委員 いまお尋ねの点、ちよつとよくわかりませんが、この「法人企業の実態」のほうは、調査所得金額の数字でございす。ただ、いまの区切りのところが違ひますのは、こちらの「法人企業の実態」のほうは、たとえば一億のところがいいまして、一億円以上、それからあととは百億円以上ということになつてゐるわけですが、片方は一億円以下ということになつておるわけで、そのところの刻みが向こうへ行つたりこちへ行つたりしてゐるといふ点があるのではないかとと思ひますが、もう少し正確にあつて調べます。いずれにしても、この数字と合はなければなら

ないわけですが、境目をどこへ持つていくかというところで、ちよつと違つてゐるのはその関係ではないか、ちよつと一億円のときにどちへ入るかというところではないかと思ひます。それだけの違いで、ベースは、この表のものになるいわば個票といひますか、そういうものからとつております。

○広沢委員 別に私が最近資料で個人的に出してもらったのによりますと、やはりこの企業実態からとつてあるんですが、一億円未満が三兆一千七百二十二億六千八百万円、それから一億円以上一億四千万未満が二兆五千二百六十七億五千五百万円、こゝなつておりますけれども、このいまの企業実態を集計いたしますと、一億円以上、一億円未満であります、これは相互に千三百七十億円の違ひがあるんです。

そうしますと、このあとから出していただいた資料に基づいて計算しますと、こゝに出ております、いわゆるいままで御説明なさつておられた一億円以下の企業というのの負担率がやはり一番多くなつて、一億円以上一億四千万未満の企業がその次に負担率が多くなり、そして一億四千万以上一億六千万未満の企業になるわけですね。総合計で合つており、一億四千万以上でも金額が合つていゝるのですが、どうしてこの点が違ふのか、これはやはりいままでの説明のしかたに一つ大きな問題があるんじゃないかと思ふのですが、いかがでしよう。

○高木(文)政府委員 一億円以下というときには、資本金一億円のものも含んでおるわけでございます。資本金一億円という企業は、ちよつと多い数字です。それから一億円の企業は、資本金一億円以下の欄に入つております。

今度は、資本金が一億円未満というときには、九千九百九十九万幾らというところまでとつていまして、一億のほうはこつちの隣の欄のほうに移つていく。そのちよつと一億のところ、いまおつちやつた千三百何億かになりますので、そ

れで区分をいたしておるわけでございます。

それで、なぜこの阿部先生の御要求に基づいてつくりました資料のほうは、この統計のうちに未満とか何とかということにしないで一億円以下でいいかといひますと、軽減税率の適用がありまゝのは、資本金一億円未満ではなくて、以下の法人の三百万円までの所得ということになつてゐるものですから、軽減税率の二八と二二という税率がどういふふうに影響してくるかということを知るためには、未満で切るのではなくて以下で切つたほうがよろしかろうということ、そこで切つたわけでございます。

○広沢委員 この数字の問題は、あと一億円のほゞだけであつたかといふことを四十六年度で数字を出していただければはつきりすることです。ただ、前回私が法人税の問題に取りかつたときに申し上げましたのは、やはり資本金が大きくなるほど税率が安くなつてゐるんじゃないかといふことであつたのですが、中小法人については基本税率が低くなつておりますから、そういう関係もあつて、やはり一番多くなつてゐるの、一億円以上一億四千万未満の一番多いというデータを出していらつしやるので、この企業統計の実態に合せて計算しますと、いま言うような計算が出てくるわけですね。一億四千万以上がびつたり数字が合つておられます、合計が合つておりますので、その点の数字が行つたり来たりしますと、やはり実際の統計、パーセンテージを出したときに大きく判断の狂ひが出てくるんじゃないか、こういう面でちよつと気になつたもので、最初に確認させていたたいたのですが、これはもう少し明確にするために、それじゃ、一億円というののどのぐらゐあるのか、あとから一べん調べていたたきたいと思ふのです。ちよつとこの差額である一千三百七十億円になるのかどうかです。

○高木(文)政府委員 間違ひなくその数字になると思ひます。この委員会要求資料を作成いたしましたときに、当然、いまの「法人企業の実態」の数字をとつたわけでございますが、その際、せつ

くのことならば、この線を引くのについて軽減税率のところを見ておいたほうがよろうという趣旨で、この「法人企業の実態」の区分と、そのちよつと一億円の法人だけ欄をこつちへずらしたといふよりも、そういうふうになん中の欄に集めて集計したということになつておりますので、そのところの違ひが出たものと存じます。しかし、御要求のとおり、そこはびしつと資料を整理して提出いたします。

○広沢委員 では、本題に入ります。

そこで、まず、答申の中にもありますし、あるいは大蔵省が税調へ諮問された中にも、法人税の改正にあつたての基本的趣旨、いわゆる産業基盤は拡大し、そしてまた、国際競争力も強くなつてきた。そこでやはり福祉へといふことでありますから、それに対する財源として応分の負担を求めざるべきであるといふことですが、その考え方にはおいては当然だと思ふのですけれども、今度の法人税改正の中身を見ましたところが、基本税率は確かに三六・七五%から四〇%になつておる改正案が出ております。

しかしながら、あと、今日まで問題になつておりました配当課税制度の問題、あるいは受け取り配当の益金不算入の問題、こゝにいつたような問題については、基本的に何ら手が加えられていない。配当課税率は、基本税率が上がつたので、旧来の考え方と照合して、それに合わせて率が上がつてゐるというだけであつて、基本的に、その配当課税のいままで幾つか問題になつた点が参酌されておるというわけではございません。そこで、やはりこれからの法人税のあり方といふものは、最初の趣旨に合せて、課税当局としては基本的にどういふふうになつていくのか、その点をひとつ明確にしたいと思ふので、こゝに思ふわけ。

○高木(文)政府委員 そのことは是非にむずかしい問題でございます、シャウブ勧告のとき以降は、基本税率一本であつたわけでございます。その後いろいろ議論がなつて、資本充実論といふようなことと関連して、借り入れ金の金利負担

の場合には損金になるし、増資をした場合の配当は益金処分でありますゆゑに損金の扱いを受けないといふことがあつて、そのことのためになかなか資本の充実がうまく進まない。そこで、奨励措置として、配当に充てる分の税率を下げたらよろうといふことで、現行のような複雑な仕組みになつたわけでございます。

これは当時の経過におきまして、税の立場のほうは、やはり基本税率一本が望ましいといふ考えは根底に流れておるわけでございます。しかし、産業体制を整備するといふ立場から、資本の充実のためにはといふことも非常に必要であらうから、そのためには税制が多少それに協力といふことはおかしいかもしれませんが、税としてもお手伝いをするといふ見地から、配当面の軽減税率ができたわけでございます。その経過から申しますと、私は、やはり基本税率一本であるといふことが本来の姿であるといふふうに、税の立場からはいえるのではないかと思ふわけでございます。

しかし、別の立場の、税の公正はあくまで産業体制のあり方といふ問題と関連して考えなければならぬじゃないか、わが国の場合はいかに間接金融のウェイトが高過ぎて直接金融が伸びていかないからといふ見地の方は、むしろさらに配当を損金のほうに持つていくべしといふ議論があるわけでございますので、そういう私どもとちよつと違ふ見地の方もおられるわけでございます。二つの意見があると申さざるを得ないので、そのうちどつちが正しくてどつちが間違ひだといふわけにはなかなかいかぬのじゃないか。それが本件について、長い議論を繰り返しながら、なかなか決着がつかないゆゑでございます。

○広沢委員 せんだつても局長は、四、五年に一本大きな改正をやるんだ、こゝにおつちやつておられた。その間は微調整であつた。確かに今回の改正は、実態に合つておりませんけれども、いままでと比べてみれば大きな改正に違いありません。いま求められてゐるこの大きな改正といふの

は、所得の再配分であり、そしてまた、資源の再配分をやつていって、いまの体制というものを變えていかなければならないということであり、それから、やはりそれに応じた、これまで優遇されてきた法人税制というものはこのあたりで基本的に見直して見るべきじゃないだろうか。何もいまあつて、この福祉への転換ということがいわれているわけじゃない。あるいは所得の格差が増大してきたものは正を、ますますあつて気がついてやらなければいかぬという問題でもない。これはもう四十年代に入つてから強くこういう問題が叫ばれてきましたし、いまや国民のコンセンサスです。したがつて、それにこたえて経済体制を転換していこうということであれば、大改正にあたつては、ある何らかここに具体的な方向づけがあつてしかるべきじゃないだろうかと思ふのです。

ところが、基本税率が四〇%だけで、あと優遇措置でいままで問題になつてきた軽減税率にしましても、益金不算入の受け取り配当の問題にしましても、これはそのまゝというように、基本的な考え方は何ら変わつていないというところに、私は非常に問題があるのじゃないかと思ふのです。答申の中には、今度部会を設けて法人税の基本的なあり方を検討する、こういうことになつてゐるわけですね。ところが、その答申をまたよく読んでみますと、確かにいま局長がお答えになりましたように、両論があります。一つは、「本制度を一挙に廃止することは適当でない」ので、これは段階的という意味にとれるわけですが、そういう意見もあるということをお聞きします、片一方では、「配当軽減税率はむしろ配当損算入の方向で検討すべき」である、これはまたまるきり反対の意見ですね。そういう意見を述べている者もあるわけですね。したがつて、当局としては、これは基本的には、いま局長がお答えになつたように、基本税率一本でいくべきであるという考え方に立つてゐるのか、いまの両極端の意見がありますけれども、どういふ基本的な考えに立つてゐるのか、そういう点をひとつ明確にしていきたいと思ふのです。

か、そういう点をひとつ明確にしていきたいと思ふのです。

○高木(文)政府委員 何度も繰り返していただきたいと思ふのです。純粋に税の立場から申ししますと、先ほど申しましたように、配当に対する軽減税率というものは、簡明でわかりやすいということであらうと思ふ。しかし、法人税の仕組みが産業のあり方に非常に影響することはもう否定できない事実でございます。その場合、日本の産業の最大の問題は、やはり何と云つても自己資本が低い、しかも、ほとんど悪くなつてきたということでございます。要するに、株式会社制度をとつておりながら、非常に極端に低くつたならば、株式会社の実体を備えていないということもいえるわけでございます。もつといへば、金融の支配力が非常に強くなるということでございます。その後の見地からいいますならば、やはり何とかして自己資本比率を上げること考えなければならぬというところは否定できないことだと思ふのでございます。

ただ、こうやつて十年近く配当軽減税率をやつてまいりましたけれども、ここにも書いてございしますが、必ずしも配当軽減税率がどの程度自己資本比率の改善に役立ったか、あるいは悪化を食い止めたことができたかというところは証明できないわけでございます。私どもとしては、単に配当軽減税率だけをもつては、自己資本比率を充実していかうということを実現することはむずかしいのではないかと、もつと税以外の制度と組み合わせていくのではないかと、本問題の解決はできにくいのではないかと、このように感じを持っております。本来ならば、そのように他の制度、他の立場からの自己資本比率充実の諸施策がとられていかなければならぬ。それがたいへんおそれるというところ、非常にどうかしきを感じておるということでございます。そうはいいまでも、多かれ少なかれこの制度が自己資本比率の改善ないしは悪化の食ひとめに役立っていることは否定できないものでございしますから、本来の税の立場だけに立ちましてこれを全部やめてしまふということに、なかなかそれが正しいのだと言ひ切れない面があるのでございます。そこらあたりの問題が一つと、どなたか他の委員の御質問にお答えしたかと思ひますが、ヨーロッパにおきます傾向がどうかといふと、そう割り切れたものではございせんが、配当軽減税率をやめるような方向に動いてゐるということも一つありまして、これは企業の国際化という問題に関連いたしまして、そういう諸外国におきまします企業の動き方というものを大ぜいの方に議論していただいて結論を出したいということにございまして、私どもとしていまだつちへ向かつて歩くのだから、私の立場において申し上げる段階にはないということをご了解いただきたいと思います。

こととは否定できないものでございしますから、本来の税の立場だけに立ちましてこれを全部やめてしまふということに、なかなかそれが正しいのだと言ひ切れない面があるのでございます。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。そこらあたりの問題が一つと、どなたか他の委員の御質問にお答えしたかと思ひますが、ヨーロッパにおきます傾向がどうかといふと、そう割り切れたものではございせんが、配当軽減税率をやめるような方向に動いてゐるということも一つありまして、これは企業の国際化という問題に関連いたしまして、そういう諸外国におきまします企業の動き方というものを大ぜいの方に議論していただいて結論を出したいということにございまして、私どもとしていまだつちへ向かつて歩くのだから、私の立場において申し上げる段階にはないということをご了解いただきたいと思います。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。そこらあたりの問題が一つと、どなたか他の委員の御質問にお答えしたかと思ひますが、ヨーロッパにおきます傾向がどうかといふと、そう割り切れたものではございせんが、配当軽減税率をやめるような方向に動いてゐるということも一つありまして、これは企業の国際化という問題に関連いたしまして、そういう諸外国におきまします企業の動き方というものを大ぜいの方に議論していただいて結論を出したいということにございまして、私どもとしていまだつちへ向かつて歩くのだから、私の立場において申し上げる段階にはないということをご了解いただきたいと思います。

年で二七・八%であつた比率が四十七年で一四・八%、全企業の平均の比率よりもまだ低下しております。

ですから、そういう配当性の高い企業のために設けられた制度であるならば、こういうふうな平均から下がるということ自体は、それだけの効果をあげていない。したがつて、その自己資本の充実には、税制面の助成というよりも、むしろ資産の再評価を行なうとか他の面があり、またそういった他の面を重点にすべきじゃないかと思ふのです。この制度はこういう特別措置として當時は発足してゐるわけですが、そういう効果がない、具体的にどの程度役立ったかわからぬものが減つてしまつてゐるという実態から見ても、これは無用であるということが言ひ得るわけですよ。

そういう判断のもとに、税制の優遇措置だといわれ、あるいは税制面を複雑にしているといわれ、このういつた問題については、早急に検討しなければならぬ。何もきのうきょうに下がつたわけではないのです。年々これは下がつてきてゐます。確かにお話がございましたように、わが国の企業は他人資本にたよつてやつてきてゐるという特徴があります。それは結局、しかたなくさうしているという面があるかもしれないけれども、ほとんどが他人のふんどしで相撲をとつてゐるわけですから、ただ大きくつてきた。今度の予算委員会でも問題になりました商社の問題にしても、非常に小さい資本で、もう何十倍という他人資本を借りて、それで商いをしてゐるという実態があらわれてきています。そこにひとつ大きな検討が加えられなければならぬという状態が出ております。ですから、そういうことを考えてみると、いつまでも単なる理論的な面からだけ考えて、既存の措置をそのまま残していくという形よりも、やはり改廃にあたつては実態に即して早急にやるべきじゃないか、こう思ふのですが、いかがでしょう。

○高木(文)政府委員 広沢委員御指摘の傾向にあることは事実でございます。特に、鉄とか電力とか私鉄とか、そういう設備投資を非常に要するものこそ、ほんとうは資本の充実が進まなければならぬところは、なかなか資本の調達ができなない。比較的安易な方法であるところの金融機関からの借り入れとか社債の発行とかに依存する傾向がありまして、ある意味から申しますと、一つは経済の成長が非常に早いので、会社の基本構造がそれに追いついていかないということもあつたのでございましょうけれども、そういう傾向に進んでおります。

それは、そのことをベースにして二つの意見が出てきました。ただいま広沢委員御指摘のように、税のほうが多岐多岐になつても、せっかく配当の軽減制度をもつておられるのに、こういうふうにとんとん資本の充実がおくられて、自己資本比率が下がつておられるのは、この税制はメリットがないじゃないかという見解をとる方がたくさんおられるわけでございます。しかし、反面、たとえ四分の一でも軽減制度があればこそこの程度にとどまつたのであつて、もしこの制度がなければ、もっと事態は悪くなつていたかもしれないし、何とか自己資本を充実するといふのであれば、いまの四分の一の軽減でなくて、さらに軽減を厚くする方向にしたらどうかという意見もあるわけでございます。そして、そこはもう水かけ論になっております。

私もどうも水かけ論にはいたしません。資本市場が充実してこないとうまくいかないといふふうには考へてございまして、せっかくこの制度が三十六年から始まりましたのに、四十年、四十一年に例の山一問題のようなことがありまして、証券の民主化といふことについて、ああいう騒ぎが起りまして非常に水をかけてしまったといふことがあり、その後証券市場がだんだん立ち直つてまいりましたけれども、そしてまたいいか悪いかは別にして、時価発行といふようなことがせつ々しくある時期には進みましたにもかかわ

りませう、今度は時価発行の行き過ぎみたいな問題が起つてまいりました。いままたちよつとこ一年ぐらゐのところ、資本市場の発展が伸び悩んでおるといふ状況でございます。これはわれわれのほうからいいますと、われわれと申しますのは税のほうから申しますと、非常に困つたことございまして、最も基本問題であるそういう資本市場の育成といふことが成長といふますか、個人株主が安心をして株を持てるような雰囲気といふものがもつと醸成されてこないことには、何としても自己資本の充実が進まない。せっかく資本を増加しましても、その株を個人が持つてのてはなくて、他の企業が持つといふようなことになつてしまふので、そこらあたりに実は根本的な問題があるわけでございます。

私も大蔵省の中では、証券局が鋭意その問題に取り組むわけでございますが、そつちのほうと密接な連絡をとりながら、どうしたらよろしいのか、これはわが国産業構造の基本的問題でございますので、そこはやはり相当慎重に考へなければならぬ問題だといふふうに考へます。広沢委員御指摘の御意見はかなり広く言われている議論でありますけれども、同時にまた、全く反対の意見もあるわけでございますので、やめてしまふといふ方向でわれわれが取り組むべきであるといふふうに、ここで私もとしまして申し上げるわけにもまいらぬという現状でございます。

○広沢委員 行政当局は片方に優遇をして、片方には冷淡ではないかといういろいろな批判があります。それはやはり判断の問題だと思ふのです。確かに理屈を言えば、いま言ったようにほとんど自己資本比率は下がるけれども、この制度がなければもう少し下がったかもしれないのだという理屈にはなるかもしれない。確かにこれは基本税率より下げた税率で考へていけば、それだけ留保率がふえるわけですから、理屈を言えば、確かにそれで企業の留保が拡大してくることは間違いない。しかし、現実にはそれがあまり変わらないというならば別問題ですが、年を追つてい

にどんどん下がつていってしまうというこの現実の姿から見て、これだけの行政効果というものをねらつて税制面で優遇措置、特別の措置を与えるわけですから、その効果が上がらないときはほかの面で努力をせよというとか、あるいはほかの面をもつて少し鋭意検討して結論を出して、それから税というものは公平な負担をしていかなければなりません。

ですから、そういう結論のつかない、竜頭蛇尾な、単なる議論の水かけ論になつていくような議論の中に、当初出されたこの特別措置そのものを残しておくのがいいのかわるか。その面を考へ方が、いまの当局は産業優遇じゃないかという考へ方になるわけです。ですから、いま言う法人税の基本的なあり方は、やはり早急に時代に合致して検討すべきじゃないか、こう思ふわけですが。

そこで、税制においては特別部会を設けて検討するといふのですが、これは日本の産業構造の転換といふ一つの大きな命題を背負つての問題でありますから、十分検討しなければならぬことは間違ひありませんが、ただいまでも検討中検討中で問題はならないので、先日東畑会長が参考人としてこちらへお見えになつたとき、私のほうから、一体、基本的な法人税のあり方といふものはいつ結論を出すのだといふ話を申し上げたのですが、いつと言われたつて、単年度で出せと言われたつて困るのだといふことで、明確なお答えがございませんでした。ならば、私は逆にいま当局にお聞きしたいのですが、諮問される以上は一定のめど、限度といふものを考へて諮問されるはずであります。ただ検討しておけといふことで、片方でもう企業の社会的責任だとかいろいろな美辭麗句を並べてみても、実際の基本をなすものがない。検討が終わるのやらわからぬような諮問のしかたでは、あるいは検討のしかたでは、これは転換することではできないんじゃないかと思ふのです。したがつて、どういふふうには当局はこの基本的な問題についてのめどといふか考へ方を持つてい

か、もう一ぺんその点を明確にしたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 この税制調査会の答申の中で、こういった問題を検討するために特別部会を設けることになつたわけでございますが、この特別部会を設けることになつた経緯を考へてみますと、他にもございまして、配当軽減とのか関連で申し上げますと、ちよつといま広沢委員が言われまして、どうも税制としてあまりいい制度ではないではないかという見地から、何かそこにメスを入れるべきだといふ意味で検討すべきだといふ主張をされた税制調査会の委員がおられます。しかし、反面、逆に現在の四分の一の配当軽減を十分である、一氣に配当損算入とまではいわないにしても、もう少し配当についての優遇措置を講ずることによつて自己資本比率の向上に資すべきである、当然、私が先ほど触れましたように、他の諸制度との適合性がなければだめであらうけれども、しかし、それを考へるべきであるといふ見地から検討すべきだといふことを言われた委員がございまして、いわば同床異夢のような形で、いづれにしても検討しようやといふことで、特別調査会が設けられたという経緯がございまして、したがつて、そのような経緯を考へてみますと、その税制調査会の事務局に当たります私どももいたしまして、それはどつちの方向に向かつて検討をするんだ、それを話しておしやいます、その点は私も、税制調査会の中の委員の方々の御意見が、相反する二つの意見の上にとにかく両方で寄り合つて専門家を集めて相談しようやといふことになりまして経緯にかんがみまして、それはどつちの方向でそこへ諮問するんだといふことを申し上げられない状況にあるわけでございます。

○広沢委員 これは非常に重大な問題ですから、局長として、事務当局として、明確にその方向を示唆することも非常にむづかしいといふような答弁のしかたなんです、しかし、それは言わんとする意味はわからぬでもないのですけれども、や

はりこういうふうな一つ一つ、あとから租税特別措置法の問題にも多少触れますけれども、そういったままの産業基盤を拡大し、あるいは経済力を強化して国際競争力をつけるという名目のもとに、あらゆる企業優遇税制をとってきた。また金融にしてもそう、財政にしてもそうですが、そういうふうな持ってきたわけですね。

確かにその効果が一つもなかったとはいいません。急速な経済の発展をしてきたのですから、それはあったと思うのでありますけれども、いまここにおいて一つ大きく転換をしなければならぬときに、その根幹をなすものがいっになることとやらわからぬということでは、幾ら私たちが声を大にして福祉への転換だ、あるいは経済の転換だというふうなことを叫んでみたところで、それはいっになるかわからないということ、微調整だけしかできない、そういう結果になるのではないかと思うのです。ですから、そういう観点からも、ひとつ十二分にそういうことを踏まえて今後検討していっていただきたいと思うし、さらにこれは次官も出席ですから、大臣や次官にもそういった方向についての考え方というものを、この問題の最後にお伺いしておきたいのです。

○中川政府委員 確かにこの問題は、御指摘のように、配当課税措置が自己資本比率を上げることによって、配当が現実でありますし、日本の経済も大きく転換をする、しなければならぬ。資源問題、物価問題、あるいは交通問題等からいって、いままでのような企業優先、産業発展、経済の伸長というものに別れを告げなければならぬ転換期でありますから、そういった問題等も含めて今後ほんとうにまじめに、慎重にこのことについては検討を進めてまいりたいと存じます。

○広沢委員 それでは、受け取り配当の益金不算

入の問題についても、あるいは配当控除の問題についても、これは一連として基本的な問題として考えていかなければならぬ問題だろうと思うのですが、やはりわが党としての意見を申し上げておきたいと思うのでありますけれども、こういう税制を複雑にする、あるいはいま言うような実際の効果のあがらない、顕著にあらわれない、そういうものに対して、いつまでも優遇処置を続けていくということに対しては反対なんです。したがって、配当課税制度の問題あるいは受け取り配当の益金不算入の問題につきましても、これは早急に改廃すべきである、こういうふうに申し述べておきますので、十分に御検討いただきたいと思ひます。

それから次は、税法の施行令の一部改正で、いわゆる金融機関の貸し倒れ引き当て金の問題、先ほど塚田委員のほうからいろいろお話がございました。今回の千分の十に改定した分を今後また検討してみたいということでありまして、同じ趣旨でありますから省きますが、ここで一言申し上げたいのは、製造業にしましても、小売業にしましても、割賦販売にしましても、それぞれやはり実態を加味して率を違けております。やはりこれはその実態に合わせていくべき問題ではないか。貸し倒れ引き当て金については、やはり非常に優遇的に受け取れるわけですね。ですから、そういう面から考えてみても、やはり実態に合わせてこの改正を考えてみるべきじゃないかと思ひます。ところが、先ほど御指摘があったように、千分の十にかりにしたところで、実態とは大きくかけ離れている。さきの説明の中にも、実際の貸し倒れがどれくらいあったかというのを銀行別に調べた統計が出ておりましたけれども、これとも大きく離れております。したがって、これが一つの大きな優遇措置という形になっているわけでありまして、これも含めて十分検討して、実態に合わせて見直していただきたい。このことは要望として申し上げておきたいと思ひます。

それでは、租税特別措置法の問題に入ってまいりたいと思ひます。

これも一つ一つやっておりますと相当時間がかかりますので、おもな点をピックアップして申し上げておきたいと思ひますが、一つは、今度の改正の中で自動車関係諸税の税率の引き上げがあります。これはいままでもいろいろ説明がありましたが、これは税制が一つの制約的なものというか罰則的な役割りを果たすのはよくないという議論があります。確かにそういう議論も至当であろうと思ひますが、今度の自動車税を重課していく上においては、資源の節約とか、あるいは消費の抑制とか、環境保全という面からも配慮してということが加わっているわけでありまして、やはり私はこういうふうな問題については、別の行政的政策面で考えるべきであって、税をそういうふうにしていくことによつて抑止力を働かしているというふうな考え方であるならば、当局がいままで答えてまいりました税が罰則的な色彩を持つたような考え方はよくないという面にも影響を及ぼす問題じゃないかと思ひます。

それは確かに消費抑制という問題の中には、いまでもにせよいたく品には間接税でも大きくかけるといふ問題があります。しかし、これは消費抑制というよりも、ぜいたく品とみなされるものを買おうという者には拒絶力があるとみなしての話なんです。自動車などというものは、御承知のように、いま生活レベルがぐっと上がつて、自動車の保有台数も諸外国と匹敵するぐらいに日常化したもの、大衆化したものになってますね。担税力云々という問題よりも、ですから、今度の改正の中にこういうような色彩、制裁といったおかしな感じがする、そういう色彩を持たせたような感覚で改正をなさるというのはちょっと疑問だと思ひます。その点いかがですか。

○高木(文)政府委員 税の中に罰的な要素があまり入ってくることは御指摘のように好ましいことではないと思ひますが、その場合にも、いろいろ濃淡の差はあるのではないかと思ひます。私も

の感じでは、非常に大きめに申しますと、直接税の場合には所得に応じて課税をされるということとでございまして、所得の中身をまたいろいろ選別いたしまして、そして所得の中でもこういう所得については高い税率とか、こういう所得については、たとえばある部分については損金性を否認するとかいう形を通じて、税の中に罰的な要素を入れてくるということについては、率直に申し上げて、非常にいろいろな意味での抵抗感を持つわけでございます。

本来、税と罰とは違うものでございましてけれども、そのぐあいの悪い点は、間接税の場合には、これは一つには長い歴史がある関係もございまして、所得税や法人税におきましては、税の中にそういう要素が入り得る余地があり得るのではないかと。たとえば、間接税の中で最も歴史的に長い伝統を持つております酒の税金とかたばこの税金とかいうものを考えてみますと、ある意味では嗜好品であるとかぜいたく品であるとかいうこともあり得るけれども、やはり抑止的な意味も持つていたのではないかとはいふにいたるのではないかと。その意味においては、あまりその面を強く出過ぎるということには問題はありましようけれども、間接税の中には、あるいは流通税の中に、ある程度抑制的な色彩のものが入ってくることは、かなり広範にシステムとしてもあることではないかというふうに思ひます。

具体的に、ただいまの自動車の場合については、すでに自動車にむしろ必需品的な要素になっておるといふ御指摘でございます。その点はいろいろ見方があるだろうと思ひます。したがって、自動車について今回のように重量税の引き上げというふうなこと、あるいは燃料税の引き上げというふうなことがよろしいかどうかについては、確かに御意見もあろうかと思ひますけれども、私どももいたしましては、やはり最近のような資源状態なり道路の状態のときにおきましては、少なくとも自家用乗用車、自家用のトラック等につきましては

は抑制的であるべきではなからうかという見地に立って、今回の増税をお願いしておる次第でございます。

○広沢委員 それから、住宅貯蓄控除制度、この適用を今度二年延長することになっているわけでありまして、これは現行は三万円でありまして、けれども、今度最高四万円になるわけでありまして、これは確かにこれだけで住宅政策を促進するといふ柱ではありません。補完的なものには違ひありませんけれども、やはりこれは財産形成の一つとして考えられてきているわけです。何年間か貯金をしていく、その何年か後にそれで家を建てよう、こういう考え方においてはいい考え方だと思ふのですが、実際には、このようなインフレ状況であれば減価してしまつて、貯金したものが実際にそれだけの効果をあらわさないという問題がありますね。

したがって、これは税だけの問題ではございませぬけれども、やはりそれだけの目減りした利子の補給をするとか、あるいは他国の制度に見られるような割増し金をつけるとか、そういう制度がなければならぬと思ふのです。その補完的な立場として生まれたこの税額控除の問題につきましても、やはりこれは実態から考えてみた場合には、将来の七年先の経済がどうなるかということとは非常にわからぬ話ですけれども、現実の実態から見た場合に、実態にそぐわないと思ひますね。補完だからいいでしようというかも知れませんが、ほかの制度が進んでなくて、税の面からでもこういう問題をもう少し国民に希望の持てる、魅力あるものにしようというものであるならば、やはり実態に即した考え方であるかというものは考えるべきではないでしょうか、こう思ふわけではございますが、その点いかがでしょうか。

○高木(文)政府委員 住宅貯蓄控除の制度は、でさうがりました経過において二つの流れがございます。前からありました住宅貯蓄控除制度は、金融機関が住宅ローンをやります際に、お客さんにまず頭金を積んでおいてもらつて、それで、一定の

頭金になりましたならば、金融機関がそれにいわゆる住宅ローンとして必要な金を提供するというところで、その住宅ローンの前提としての頭金奨励策としてスタートしたわけでございます。

もう一方の流れは、一、二年前からスタートしたものでございまして、いわゆる勤労者の財産形成というものの一環といたしまして、雇主がある程度従業員の貯金について手伝いをして、そしてまた管理をしていくというふうな、勤労者財産形成といわれる制度の中の住宅貯蓄のための頭金部分についての奨励制度であります。

今回、八割、四万円という制度ができましたのは後者の系列に属するものでございまして。前者の系列のものはどうもなかなかうまく発展してまいりません。一つは、あとで家が建たない場合にどうするか。過年度において認められなかった税額控除額を後年度において戻してもらわなければならぬという問題があります。そのことのために、第一の系統の流れのものは、今日まで率直に申し上げて伸び悩みであつたわけでございます。

(委員長退席、松本(十)委員長代理着席)

一、二年前から始まりましてさらに今回拡充いたしました勤労者財産形成と結びついた制度のほうは、幸いにして勤労者と雇主とが共同して事業を進めるといふ関係もありまして、あとで家が建つとか建たないとかいふ問題について勤労者に対して雇主の目が届くという関係もありまして、で、私は、このほうの制度は将来かなり伸びていく可能性があるのではないかと、PRいかなる等にもよくありますし、雇主が従業員のためにどの程度の手をかけるかということもありますけれども、こっちのほうは相当伸びていく可能性を秘めているのはなからうかと思つておるわけでございます。まだスタートして間もないことでございまして、よくわかりませんが、かなりの効果を出すのではないかと、このように考えております。

○広沢委員 これは私は税のほうからよりも、住宅を希望していらっしゃる勤労者に対しては、もっと実際に希望の持てるような制度にしていく

べきではないかと思ふのです。その面からいへば、いまのわが国の制度というものはすべて、どの制度をとらえてみても、こういうふうにもう非常に補完的なものが一ぱいついていっているわけだけであつて、非常にわかりにくくなつてきているわけですね。

いま指摘申し上げたとおり、確かに税の面では年々ある程度率を上げてきていますから、あるいは控除額を上げてきていますから、それなりの効果というものは期待しているわけではございけれども、いま言うような大きな背景のある貯蓄制度を設けて、目減りした分については税のほうである程度カバーをして税額控除してあるからその分を割り増し金とかほかの件でしなくてもいい、そういうややこしい制度へ結び付けているような感じがするわけですね。ですから、そういうようにややくしなくしないで、やはりやるなら、もう少し明確にこれを大きく、効果が上がっていくように、そしてその制度が明確にわかるような形にしていかなければならぬと思ふのです。その面から、この制度は、税制面の制度がいい、悪いという問題よりも、基本的な問題があるかと思ひます。これはまた別の機会に譲れていきたいと思います。すが、ただ実態に即してこれは年々上げてきていくわけでありまして、今後もやはりこういう控除限度額は上げていくお考えがおりなんでしょうか。

○高木(文)政府委員 ただいまの四万円、八割という水準は、これはかなり高い水準であるということでございます。したがって、ここ数年三万円、六割という制度ができたというところからいいますと、ほぼこの八割、四万円という水準というのは限度に達しておるのではなからうか。この制度におきましては、あくまで住宅を建てるといふ前提ではございまして、非常に長期にわたつて貯蓄をされて、そして結局何らかの事情で家が建てられなかつたという場合について、この四万円、八割はあとで返してもらわ

なくてもよろしいというふうな仕組みになつておることとも考え合わせてみますならば、ある意味では、実質的には利子補給みたいなやつになつておるものでございまして、そういうことを考えますと、あまり優遇程度を広げるのもいかがかと思つてございまして、まずまずこの辺のところは限度ではなからうかというふうな感じがいたしております。

○広沢委員 これは、ここのだけで検討しますと、限度というよりも、実態には全然合わないわけですね。五十万円までについて最高四万円までですから、年間五十万円貯金した分について税額四万円引くというわけですね。

それから、時間があるから、二つ、三つあとお聞きしたいことがありますので申し上げておきたいと思ふのですが、確定申告を要しない配当所得の限度について、現行の一銘柄五万円から十万円に引き上げる、この問題もすでにいろいろ問題として出ておりますけれども、やはりほかとのバランスの関係はあるかと思ひますが、これも一つの大きな優遇措置ではないか。資産所得と勤労所得とか、いろんなそういう関係の所得の配分の問題とか、あるいは格差の問題とか、優遇の問題とかいふことが出ておりますが、これもやはりほかとのバランス上こままで上げたというところになつておりますけれども、これ自体が一つの優遇策になつていっているのではないかと、面を一つ指摘しておきたいということ。

それからもう一つ、技術の振興と資源開発の問題ですが、この中で試験研究費、これについても今度増加率を上げておりますけれども、これぐらいの率であるならば、物価、人件費の上がつた分でこの分ぐらひは年々上がるのは当然じゃないかと思はれるので、これぐらひの微調整に変えただけでは、これはある程度配慮したといふことはいいえないじゃないかという問題が一つあります。それから、試験研究費の中においては、まあ私企業の商品の研究という面までやはり税制、いわゆるこの補助金的な立場にあります。こういうよう

なもので見なければならぬのか、そういう基本的な問題があるので、大きな優遇措置になっておりますし、その点を十分今後配慮すべきじやないかと思うのですが、それに対する御意見。

もう一点お伺いしておきたいのは、今時公害が問題になっております。その公害対策として準備金制度をつくっておりますが、これはもう他の党からも指摘があったとおりでありまして、利益留保性が非常に高い準備金というものを、いまの環境問題からどうしても公害を早急に解決するというところで税制面でも考えられたものであらうと思

うのですけれども、やはり公害問題のモラルの問題としては、当然これは企業がその準備金を積んで順次変えていくというんじやなくて、早急に改革しなければならぬ問題でありますから、こういう制度での優遇という面には一つ大きな疑問がありますし、これこそ大きな企業の優遇になるんじやないか、こういうふうに思うわけであります。

いま時間の関係で二、三ピックアップして申し上げましたが、それに対する考え方を伺いしておきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 まず、申告不要制度につきまして一銘柄年間五万円という限度額を十万円に引き上げましたということについてでございますが、これは他の機会にもお答え申し上げましたが、貯蓄奨励の趣旨から、いわゆるマル優と申しますか、非課税額を百五十万円から三百万円に引き上げました。所得税法の上で生命保険料控除なり損害保険料控除なりを引き上げましたのといわば横並びの関係で改正をいたしましたものでございます。この制度が別途いろいろ問題があることは十分承知をいたしておるわけでございますけれども、しかし、個人がどういふ形式で貯蓄をするか、金融資産を持つか。その場合に、金融機関に預金をするという場合、それから保険に加入するという場合、株式を保有するという場合、いずれも金融資産を持ってだんだん財産を形成していく形態でございますけれども、そのいずれに片寄ります

ことにも問題があるわけでございますので、どうも他の制度について拡充をはかりながら、これだけは何ら手を融れないというわけにもまいらぬかということから、今回、四十年以来据え置きのなっておりますから、これを五万円から十万円に引き上げたというところでございまして、別途この問題については、株式の配当についての課税問題、全般の問題の一環として、なるべく早い機会にまたいろいろ議論していただかなければならぬ問題であるというふうには考えております。

試験研究費の税額控除の制度につきましては、これは他の租税特別措置とはやや趣を異にいたしております。税額控除ではありますけれども、むしろ補助金ともいふべきものであるというふうな性格のものでございます。これまた他の機会に申し上げましたが、わが国では私企業に対する試験研究費を蔵出を通じて支出をするということがきわめて極限されております。蔵出を通じてやるということがよろしいか、税をもつてやるということがよろしいかというところは論議のあるところでございまして、けれども、この制度は、試験研究費を増額しましたならばそれについてメリットがあるという仕組みになっておりますので、その意味では、蔵出を通じていたします補助金よりは、比較的奨励措置としてのインセンティブ効果が大きいのではないかと考えております。

ただ、御指摘のようにきわめておおらかに仕組まれております関係上、私企業の全くの商品のよなもの、そういうもののための研究にも向けられるということになっておりますが、さてしかし、いろいろな研究のうちどういふ研究がいいかという研究はいかぬというようなことを選別をいたしますことは、實際上、もし税のほうでやりますたてまえをとる以上は不可能に近いわけでございまして、そういう選別をやるべきであるという立場でございしますならば、やはり税ではなくて蔵出のほうで仕組むという以外に方法はないのではないかと考えております。

それから、人件費の増加割合が最近が高くなつておりますから、現在の二・二％をこえたならば五〇％の税額控除というふうな制度は甘いというところは御指摘のとおりでございます。そのことを頭置きまして二・五％の優遇措置と五〇％の優遇措置の境界点を、従来の二・二％から一・五％までに引き上げたわけでございます。一五に引き上げまして、最近の人件費増加率からいへばなお甘いではないかという論議があらうかと思ひますが、まあこゝに、二年のベースアップ率は異常なものでございしますので、制度の仕組みをいたしましては、制度でございしますから制度として考えます以上は、まあ一・五％というのがある程度水準ではないかというふうには考えます。

三番目の公害防止準備金の問題につきまして、これはまた他の委員のお尋ねにお答えをいたしましたが、確かに問題のある制度でございします。公害対策が緊急に進められなければならないことであり、同時に、公害問題が最近になって急に大きくなった問題でありますために、何らかの対策が必要だということでこういう制度が設けられたわけでございしますけれども、この制度と公害防止準備金のための支出とが結びついていないという点において、かなり大きな弱点を持つた制度でございします。今回もその点を何とか改善をした上で延長をお願いするということにできないかと思ひましたけれども、どうもうまく結論を得るに至りませんでした。

そこで、主たる官庁であります通産省なり運輸省なりとの間におきまして、何とか緊急にこれが改善の方途を見つけないかとお互いに協力して努力するといふいわば申し合はせのもとにおいて単純延長をお願いすることにした次第でございまして、私もこの制度には相当改善すべき余地があるというふうには考えております。

○広沢委員 それでは、最後に申し上げておきたいのですが、今度の所得の減収額試算表によりまして、これは大きくふえております。内容は少額貯蓄の利子等の非課税、そういうものもふえておりますけれども、いまでも二、三いろいろ指摘

しながらお話し申し上げましたように、やはり企業優遇という措置がいわゆるベンディングになったままで、思い切った洗い直しというか改正というものが如実に行なわれていないために、今度、準備金がいかなる関係で大きくふえて減収になる、あるいは価格変動準備金も大幅な減収になる、これは数字的にも出ておりますが、やはりこういったままでの企業優遇の税制の形を、先ほどの配当控除の問題にしても、所得の問題にしても、これを機会に大きくメスを入れて本格的に洗い直すという必要があるのではないかと思ひますので、その点について当局としての今後の取り組み方を最後にお伺いして、終わりにしたいと思います。

○高木(文)政府委員 経済が伸びてまいりますと、どうしても所得も大きくなってまいりますし、税額も伸びてまいりますので、多少とも、たとえば率でいろいろな準備金制度をきめておりますと、特別措置の減収額が大きくなってまいります。そこで、御指摘のように、絶えず洗いがえに留意をしていかなければならぬわけでございします。

今回も、先ほど申しましたが、いすれかと申しますと、昨年あたりに比べますと、ことしは税率のほうにいろいろ精力を投入したかっこうになっておりますけれども、それでも相当努力をいたしたつもりではございしましたが、先ほど来御指摘のように、なお問題があるということは、私もそのとおりと承知をいたしております。税制調査会からもいわれ摘を受けていることでもございしますので、なかなか容易なことではございしません。今後ともいろいろの問題点を洗い出していきたいと思います。そうして、いやしくもみだりにこの減収額が増加することがないようにいたしてまいりたいというふうに考えます。

○松本(十)委員長代理 村山喜一君。○村山(喜)委員 きよう確定申告の締め切り日でございます。所得税の確定申告をそれぞれやっているわけでございしますから、その立場からちょっと税法の基本的な問題を論議してみたい

と思うのであります。

所得税法の百二十一条で、五百万円以下の給与所得者は申告をしなくてもよろしいということになっておりまして、所得税法の六条で、二十八条一項に規定する給与等の支払いをする者は源泉徴収が義務づけられておることは主税局長も御承知のとおりでございます。同じく百八十三条で、給与等の支払いをする者は、支払いのときに所得税を徴収し、翌月の十日までに国に納入しなければならぬとされております。そしてそれらの行為を担保するために、二百二十九条によりまして、偽りその他不正の行為で義務を果たさなかつた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」という罰則規定がございまして。

そこで、ことしは約二万名ぐらゐのいわゆる源泉徴収の居住者が税務署に對しまして確定申告の要求をして、それぞれ各所轄の税務署に自分たちの所得の確定の申告をしている状況を聞いております。前にこの問題で、昨年の三月二十七日、高木主税局長は山田駐目君の質問に答えて言われるには、所得税法の六条と百八十三条を引用されまして、給与支払い者は源泉徴収義務者として、裏側の解釈から納税者は受忍義務者がある、そういう法律解釈で受忍義務の範囲だということをやられたことを銘記しているわけでございます。

そこで、この関係は、やはり憲法の納税の義務、納税者としての権利という問題に関連をいたしてあります。この問題につきまして本来のいわゆる納税義務者である源泉徴収の受給者、それから源泉徴収義務者であるところの支払い者、それから国という三者が構成をされて、そこで源泉徴収義務者というのはいわゆる二つの性格を持っている。第一は徴税機関的なその地位であり、そして納付しない場合にはこれは納税者の地位に立たせられるという関係にあります。したがって、これは公法上の租税法関係にあることは間違いない。しかし、今度は本来の納税者であるところ

の受給者と支払い者の間の問題は、これは公法上の関係ではなくして民事上の関係だということにわれわれは受け取っておるわけでございしますが、そういうふうな解釈をしてよろしうございしますか。

○高木(文)政府委員 そのような御解釈でけっこうであると思ひます。民事上の関係であるという御解釈でよろしいのではないかと思ひます。

○村山(書)委員 そういたしますと、いわゆる本来の納税者であります受給者と支払い者の間は求償権をめぐるところの民事関係が存在するだけであつて、徴税義務者が代替納付をした源泉徴収税額については、受給者に対して求償する場合にどういふような措置をとるのですか。

○高木(文)政府委員 所得税法の百二十二条といたところで、源泉徴収義務者は従業員等から請求をするという規定がございまして、その関係で、雇用者と源泉徴収義務者との関係はこの規定によつて律せられることになっております。

○村山(書)委員 それは通常の民事手続によらざるを得ないということになりますね。

○高木(文)政府委員 源泉徴収義務者は、根拠規定はこの規定にありますが、手続としては民事手続によつて請求することになると思ひます。

○村山(書)委員 その求償権を行使する場合に、遅延損害金の場合、これは何によりますか。

○高木(文)政府委員 お尋ねの趣旨は、先に源泉徴収義務者が国に払つてゐるので、その分を従業員から徴収する場合、その期間の遅延利息という意味と解してよろしうございしますか。

か。——百二十一条で、「源泉徴収」の規定により所得税を徴収して納付すべき者がその所得税を納付しなかつたときは、税務署長は、その所得税をその者から徴収する」とありまして、それで、この規定によつて納付した税額について請求できるというのは、先ほどの百二十二条でございまして、たゞだいまおっしゃるような意味での負担については、源泉徴収義務者は百二十二条によつては請求できないと解すべきではないかと思ひます。

あとでもう少しよく検討して正確にお答えいたしますが、いまちよつとこれを読みました感じは、この規定による請求はできないのではないかと、うふうに考へております。

○村山(書)委員 四十五年の十二月二十四日に最高裁の判決が出ておりますが、これによりまして、「源泉徴収による所得税を税務署長から徴収されまたは期限後に納付した支払者の、受給者に対する求償権は、右所得税の本税相当額についてのみ行使することができ、附帯税相当額に及ばない。」また、求償にあたつての遅延損害金は、民事法定利率によるべきであるという判例が出ておりますね。

○高木(文)政府委員 手元にその判例の解説を持っておりますが、ちよつと実は不勉強でよく見しておりません。正確には、もう少しよく勉強いたしましてからお答えをいたします。

○村山(書)委員 そこで、そういうようなのをものといたしまして、受忍義務の内容と境界というのはいかどういふふうな高木主税局長は考へていらつしやるのか、このことを明らかにしておかなければならないと思ひます。税法上は労働者の人格権が認められていない。納税者として取り扱われていないわけですから、受忍義務というのとは税法上発生しているものではないとわれわれは考へてゐる。それは民事上の問題だといふふうにとらえておるのですが、それで間違ひございせんか。

○高木(文)政府委員 昨年も、先ほどお触れになりましたように、山田駐目委員のお尋ねに對して、御紹介いただきましたような形でお答えを申したわけでございますが、その関係は、第六条で、給与等の支払いをする者は、支払いにかかる金額につき源泉徴収をする義務があるという規定がございします。そこで、支払いを受けた者の義務をどう理解すべきかという問題でございまして、昨年のお尋ねのときには、六条と他の規定との関係から、やはり受忍義務といふことで理解すべきではないかと申し上げたわけでございますが、さらにその後いろいろ勉強いたしましたところでは、その六

条の前の五条に「居住者は、この法律により、所得税を納める義務がある」という規定がございします。給与等の支払いを受ける者というのは、本来的には、まず五条で納税の義務がある。ただ、六条で、その関係について具体的に、給与の支払いをする者が支払いにかかる金額につき源泉徴収をする、こういう形をとつておるということでございます。まして、昨年のときには、この五条と六条の関係を十分説明をいたしませんでしたけれども、給与の支払いを受ける者は、六条の裏解釈といふようなことだけじゃなくて、本来的に五条によつて納税義務があると解すべきではなからうかといふふうに解します。

ただ、その支払い者と支払いを受ける者との間においては、どういふ関係があるのかということ、は、現行税法上正面から規定はございせんので、先ほどおっしゃいましたように、何らかの紛争があります場合には、民事関係によつて処理されるべきものであるといふ先ほどお尋ねがあり、それでよろしうございしますと申し上げた解釈になるものと思つております。

○村山(書)委員 所得税法の第五条で、居住者は所得税法により所得税を納める義務があるということ、は、私も知つております。しかし、そこには源泉徴収をされる義務は法定化されておりません。それは給与を支払う者については、その支払いのそういう源泉徴収の義務はありますが、しかし、給与を受ける、本来のいわゆる納税義務者である者は、源泉徴収をされる義務といふものは法定化されてない、こういうふうになつております。したがって、第五條といふのはそういう一般規定にすぎない、そういうふうな解釈をせざるを得ないと思ひます。

そこで、受忍義務者としての納税者の法的地位といふものは、そういうふうな意味からいふと、きに、国税通則法の四十六條、これはどういふふうに適用されますか。

○高木(文)政府委員 正確にお答えいたしますために、ちよつとお待ちいただきます。

○田邊説明員 主税局長にかかりましてお答え申し上げます。ただいまお触れになりました国税通則法の四十六条は、主として徴収義務者がその徴収すべき税額につきましての徴収猶予につきましての規定でございます。別途お触れになりました給与所得者それ自身につきましては、たとえ災害減免法の規定によりまして、家財その他につきまして甚大な被害を受けた場合には、その法律に基づきまして、支払われた給与についての源泉徴収税額の徴収猶予なり減免の規定がこの規定に基づいて働くわけでございます。

○村山(喜)委員 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律、これは確定申告の段階で働くことは私も知っております。いま私が質問をしているのは、その受忍義務者としての納税者の法的地位の問題を明確にしておかなければならない。国税通則法の四十六条で、事情考慮の原則というものが受忍義務者であるところの源泉徴収を受けている者にはどの程度適用されているのかということを知りたいわけですが、猶予制度が。

〔松本(十)委員長代理退席、委員長着席〕
○田邊説明員 ただいまの御指摘の点につきましては、現行法上はございません。
○村山(喜)委員 全然ないのですか。
○高木(文)政府委員 四十六条は、これは源泉徴収義務者がいまの納税者といいますが、給与の支払いを受けた者から源泉徴収して納める税の場合の猶予規定でございますので、いまの支払いを受ける者の問題は、四十六条とは無関係という関係にあると思います。

○村山(喜)委員 そういたしますと、納税の猶予とかあるいはその納税者と生計を一にする親族の病氣とか負傷、それについては猶予という制度はないわけですね。
○高木(文)政府委員 災害に関しましては、その猶予の規定が災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律のほうで、その地位が給与の支払いを受ける者について認められておるとい

う関係になっております。

○村山(喜)委員 それは別の法律で保障されている。しかしながら、納税者と生計を一にする親族の病氣等については、あるいは負傷については、そういうような猶予の制度はない。これは不公平じゃないですか。
○高木(文)政府委員 いまちょっと見たところで若干その問題があるように思いますが、いますぐにはちよつとお答えできませんので、少し勉強させていただきます。

○村山(喜)委員 これは法律事項にないのですよね。直接の規定はないのです。だから私は、不公平だということを言っているわけですが、法のもとに平等であるべきものが、本来の納税者としての権利が確立をされていらないために生まれている一つの不平等な取り扱いだ、差別だと思つたのです。そこで、第三の質問ですが、事業主が税金の計算を間違つた場合の救済策はどうですか。
○高木(文)政府委員 間違つて申告をした場合、あとでそれに気がついたらという意味でございましょうか。

○村山(喜)委員 その場合と気がつかない場合と、二つありますね。
○田邊説明員 納税者が間違ひまして、その意思の表示を納税者側がみずから行なわれる場合と、それから納税者の意思がなく税務署側が積極的に行なう場合と二つございまして、現行法上は国税通則法のます二十三条で、納税者が気がついたら場合には更正の請求をいたします。更正の請求がない場合は、やはり同じ国税通則法の二十四条の更正で、減額更正の処分をいたします。

○村山(喜)委員 それは、源泉徴収を受けている給与をもらっている人は自分で自分の計算をやっているわけじゃないから、自分の行為に対して責任は持っていないわけですか。これは事業主が源泉徴収義務者ですから、その人が税金の計算をやつて、それでその給与を受ける者がそのために不利益を受けた場合、事業主が気がついたらそれは更正の手続をとるでしょう。税務署が気が

がついたら同じような措置をとるでしょう。こういうような場合が出てきているわけですが、通勤費を、中小企業ももう小企業から零細企業のあたりになりまして、おち込みで、おまえのものはこれだけの給与という形で払つておる。中には通勤費が入つておる。ところが、現行法律によると、六千円までは非課税の措置がとられるでしょう。しかし、その人はそういうようなことも知らないか。そして経営者も、六千円になるかならないかも知らないでもうおち込みでおまえのものは六万円だ、こういうふうなふうにした場合、それはどういうふうにして救済をしますか。

○高木(文)政府委員 それは先ほどの地位のところでお触れになりましたことにつながつておるわけでございます。やはり支払いを受けた者と支払いをした者の間の民事関係の処理ということにならうと思つた。

○村山(喜)委員 民事関係のものということになりますと、裁判所に訴えまして債権債務を確定して、そして強制執行の手続きをとつて執行吏がそれを執行するということになりませんか。
○高木(文)政府委員 そういう筋道になります。雇用主と零細な企業に働く労働者の間で、行なう、そういうような実例というものはあり得るとお考えですか。

○高木(文)政府委員 それはないとはいえないと思つた。そういう事例が全くないとはいえないと思つた。
○村山(喜)委員 では判例がございしますか。
○高木(文)政府委員 私どもは判例があるというふうには承知はいたしております。

○村山(喜)委員 判例がないということは、そういう裁判によつて争われたことが現在まではないということ、先ほどはあつたとおっしゃつた。
○高木(文)政府委員 いや、民事上の関係にあるということでございます。現実にはそういう争ひがある、起つておるといふふうには申し上げましたならば、その点は訂正をいたします。

○村山(喜)委員 そういうような場合の真の責任者というのは、一体だれですか。
○高木(文)政府委員 おそらくちよつと、正確に申し上げないといけないところでございしますが、法律論でございしますからむずかしいところでございしますが、先ほどの通勤手当の場合でございまして、給与の支払いについての、つまり給与として支払うのか、通勤手当として支払うのかという問題が一つと、もう一つは、それを給与として源泉徴収をするにあつた、通勤手当分は通勤手当として一定の額の非課税扱いをすべきところ、そこに誤りがあつたということにならうかと思つたので、その意味においては、給与支払い者の責任と言わざるを得ないと思つた。

○村山(喜)委員 そこで、私はこの源泉徴収制度というものを考えてみますと、このやり方というものには本来は所得税の前納制度にすぎないんじゃないか、そういう解釈を最高裁の判決の注文から見まして、あるいはまた、いま申し上げましたような受忍義務の内容や限界とか、あるいは納税者としての法的地位とかいふような問題を振り返つてみますと、そういうふうには解釈をせざるを得ないと思つた。この点はいかがですか。
○高木(文)政府委員 前納というのはどういう意味でおっしゃつておるのか、またどういふふうに見るか、なかなかむずかしいところでございしますが、単なる前納ということでは現行制度上の仕組みは割り切れないと思つた。説明し切れない仕組みでございまして、源泉徴収義務者自身が一定の法律上の義務を負つておるといふ関係にあると思つた。単純なる前納という関係で組み立てられているという仕組みにはなつていないのではないかとこのように理解をいたしております。

○村山(喜)委員 この問題は、やはり源泉徴収制度というのがあるのだから、私は取る側の税法の理論構成に基づいたものであつて、取られる側の納税を主体にする、その納税者としての主権行使のためのものではない。だから、そういう源泉徴収制度をやつて給与支払い者に納税の義務を課するこ

とによりまして、徴税費は要らないわけですね。ただで非常に簡単に、そうして文句も言わせないで、延納の手續なども給与受給者にはさせないで、そうして有無を言わず取り立てて、五百万円以下の場合には年末調整で処理をつけて、確定申告のときには、災害やその他の特殊の条件のもの以外は恩恵を与えない、こういうような制度の仕組み自体に問題があるのだという指摘を残念ながらせざるを得ないと思うのですが、そういう意味において、私は、本来所得税の前納制度である、こういうふうな定義づけを明確にすべきではないか、こういうふうな考えなのですが、その点いかがですか。

○高木(文)政府委員 源泉徴収制度につきましては、いま御指摘のように、徴収サイドと申しますか、もつと簡単なことばで言つてしまえば、国側の便宜という面が相当大きなウエートを占めていることは事実でございます。しかしながら、それは全く国側の便宜だけのためということでスタートしている制度かという、それは必ずしもそれだけで割り切れるわけではないのでございまして、納税者サイドから見ましても便宜であるという面があることは否定できないと思うのでございます。

現実問題といたしまして、給与支払い者が源泉徴収義務者でありますと同時に、税務の仕事を行つたというふうになつておりまして、そこにはそれぞれその仕事にたんのうな方が担当しているという現実がございます。それで、必ずしもそういう制度があることが納税者サイドにとつて単純に不利一本のものであるということではないのではないかと、私どもは理解をいたしております。従来からそうした問題は、いまここに持ち合せておりませんが、いろいろな機会に法廷等で論議がありました際に、私もそういったしましては、そういうものの考え方でも臨んでおるわけでございます。

○村山(喜)委員 今日、民主憲法のもとでは、国民の主権意識というものが定着しておる。それ

は国民の固有の権利である納税というものについての自己賦課権といひますか、自分の所得はこれだけある、だから、税法に従つてこれだけの税金を納めなければならない、そしてまた、自分の経費というものはこれだけあるのだから、それを認めてもらわなければならない。やはりそういう基本的な考え方の上に立つて喜んで税金を納めるといふ体制がなければ、ただ、おまへのやつは源泉徴収だからさつちのほうで便利だろう、税金を取る側の解釈だけを源泉徴収を受ける者たちに押しつけていくというやり方は、私は納税に対する意欲というものを失わせていくというデメリットが働いているのだと思うのです。そういうような意味から、先ほどはまだお答えをいたしておりましたが、税法上の受忍義務者の責任というものを私は明確にしておく必要があるし、また年末調整によつて、家族が病氣をしているのに、困っているのに、そういう事情等に対する考慮の原則も適用されないで、強制的にやられるようなやり方というものはこれはおかしい。したがって、もう少しそこら辺の年末調整というものの対する選択権というものをいゝゆる受給者に与えていくというような基本的な考え方というものを立てなければ、もうこういうふうになつてまいりますと、全部便宜主義だけで、徴税の側のそういう考え方だけで律していくというのは間違ひであるというふうに私は思わざるを得ないのでございまして、そういう立場から四十五年の最高裁の判決の本文を見てみると、源泉徴収制度というのは本来所得税の前納制度にすぎないのだという統一した解釈が生まれてくるような気がしてなりません。私はそれをもちと徴税の側にある人たちが検討をされることを要望したいと思うのですが、中川政務次官、どうですか。

○中川政府委員 非常に微妙な問題でありますので、十分検討させていただきますと存じます。

○村山(喜)委員 これに関連をいたしまして、いわゆる税金を納めなかつた不納入の行為というものが故意に脱税をした者と同じような刑罰に処せ

られるというところは、憲法三十一條の規定から見まして、これは偽りやその他の不正の行為によつて税を免れることを犯罪構成要件とする通常の脱税犯と罪質が異なるのではないだろうか、こういうふうに私は考えるのですが、それはやはり同じだと解釈をされますか。

○高木(文)政府委員 二百四十条には明示の規定はございませんが、これらは刑罰でございまして、刑法の原則に従つて、不納付でありましても、故意、故意によつて行なつたという場合に限つてこの二百四十条による三年以下の懲役もしくは百万円以下の罰金に処するという規定が働いてくる。その他の規定にはなるほど「偽りその他の不正の行為により」という文言がかぶつておりますが、二百四十条にはそのことが明示されておられませんけれども、刑事犯である以上は、当然に故意がなければこの二百四十条による科罰が行なわれないというふうに解釈をいたしております。

○村山(喜)委員 それは地方税法の百二十二條の一項と同じなんですか、そういうような意味においては、故意というものを要件として成立するということは間違ひないわけですか。しかし、私が言うているのは、偽りやその他の不正行為によつて税を免れる行為をやる、それを犯罪要件として通常のいわゆる脱税犯というものが確定をする、その場合のいわゆる罪質と同じようにとらえていいかどうかという問題、これは憲法の三十一條の上から見て、どういふふうな皆さんは解釈をしていらつしやるのかというところをお尋ねしているのです。同じだとお考えですかということを言っているのです。

○高木(文)政府委員 その点は御意見のとおりで、同じだと考えております。

○村山(喜)委員 同じだというのは、それは、そういうような犯罪構成要件、偽りや不正の行為によつて税を免れる行為をその犯罪構成要件としております普通のものと、故意の場合には何ら変わりがない。これは強制力を持たした形でそういうようなことをおやりになる考え方は、現行の法律

はおつしやるように三年以下の懲役もしくは百万円以下の云々というのがありますから、同じ構成になつてゐるのは私は間違ひじゃないかということとを言っているわけなんです。

○高木(文)政府委員 ちよつとお尋ねの趣旨が正確にわかりませんので、実はこの刑罰規定の解釈権限は私どもにはなくてむしろ法務省刑事局のほうにございまして、ちよつと正確なお答えをするのはいかがかと思ひますから、必要があれば法務省のほうからお聞き取り願いたいというふうに思ひます。

○村山(喜)委員 ではそれはおいておきますが、きょうは所得税の確定申告が行なわれておりますが、その中で、源泉徴収を受けている者が医療費の控除が発生をしている、雑損控除がある、住宅取得控除がある、こういうようなものは本人がみずから申し出て申告をしない限り控除されませんので、税務署に確定申告の手續をやつておるわけですが、そういうような意味においては、いま税法の上でただ受忍義務者だという形で取り扱われている源泉徴収を受けている給与をもらつてゐる人たちの税法上の地位というものがもつと明確に規定をされて、そして本人が源泉徴収の適用を受けるかあるいは年度末に確定申告をするか、いずれかの取捨選択の権利が与えられなければこの問題の解決は十分にできない、そういうふうな考へてゐるわけでございますが、いま申し上げました三つの控除については、確定申告を求めてきた場合には、それに対して、おまへは百万円以下の収入しかないから云々というふうなことで追い返すようなことは絶対ないでしようね。

○高木(文)政府委員 それは当然申告要件になつておりますので、申告をしていただくことになつておりますから、受け付けないというふうなことはあり得ないわけでございます。

○村山(喜)委員 そこで、高木さん、この問題を私はやはりもう少し、現在の税金を取る側の理論だけではなくて、納税者としての権利義務、そういう立場の上から、喜んで税金を納めるような体

制、そして納税というものに対する国民の意識を高めていくというような意味からも、私は急にこれを改正しないと言つてもできないと思ひますが、長期的な課題として検討されるべきだ、こういうふうに思ふのですが、いかがでございますか。

○高木(文)政府委員 たいへん細部にわたつて御指摘をいただきましたが、十分答弁できませんで恐縮でございますが、そのところは、まさにおっしゃる問題があるわけでございます。

実は現在の所得税法は、昭和四十年に全文改正をいたしましたのでございますが、その全文改正をいたします際に、いろいろ問題がございました。でき得れば、源泉徴収に関する規定をもう少し、より明確にできないか。それは国と源泉徴収義務者と、それから先ほどの例でいいますと、給与等の支払いを受ける者との関係を、何らかもう少し明快にできないかということが、四十年の全文改正のときの一つの課題でございました。それまでも源泉徴収に關して、ただいまは給与につきましても、いろいろ訴訟事案等がございました。それで、いろいろとそこをもう少しより明確にすべきだという問題があつたのでございます。

それで、当時、担当者はかなりいろいろ研究いたしましたのでございますが、実は時間的に制約がございましたのと、そこを変更すればするで、旧来とどういふふうに変わってくるのかというあたりに、また問題が起きてまいりました。最後に、いろいろの論議の末で、実はやむを得ず見送つたという経緯がございます。

そのことを申し上げますのは、私どももそこに問題があるということとはかねがねある程度承知をしながら、実は申しわけございませんが、今日まで来たわけでございます。御指摘のように、いろいろ納税者の地位、源泉徴収義務者の地位、それと国との関係というものが、必ずしもびつたりいつていない点がございます。それらを全部きりつとすつきりするということは、なかなかむずかしいことでございまして、たとへば部分的に

でも考えまして、直し得るものから漸次直していくという態度で臨んでまいりたいと思ひます。御趣旨はよくわかりました。

○村山(重)委員 第二の問題点ですが、衆議院の予算委員会、いままた参議院でやっておりますが、この中で明らかにいたしましたのは、大商社、大企業者がたいへんな悪質脱税行為を続けてきた。所得を隠蔽をし、そして仮装をして申告書を提出をする。その処理に当たりましては、重加算税等によりまして処理をされた向きもあるようでございます。日本の税法上の過少申告なりあるいは無申告、不納付あるいは重加算、その場合の無申告と不納付の場合の差もありますが、これらのいわゆる脱税事犯に対します徴収の加算税の問題、あるいは国税の徴収権の時効の完結の問題、この問題は、私はここら辺で考えてみる必要があるのではないだろうかという気がするわけでございます。

アメリカの場合やイギリス、西ドイツ、フランス、イタリアというような国々の例も調べてみましたが、いま日本の場合には、五年ということになつてゐるようでございます。ところが、アメリカの場合等は、虚偽の申告がなされた場合は無期限となつてゐるわけでございまして、イギリスの場合でも、脱税の場合には無期限ということで処理をされてゐる。西ドイツの場合は脱税は十年、こういうことになつておるわけでございますが、日本の場合には国税通則法の七十二条、会計法の三十条、これで五年で時効の消滅ということになつてゐるわけですね。

これらの問題については、最近のそういうような事例から考えまして、やはりきびしく処理をしていくということがなければならぬと思ひます。でございますが、それについてはどういふふうな税務当局はお考えでございしますが、考え方を問かせを願つておきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 この問題は、かなり沿革的なものでございます。また一方においては、除斥期間なり時効なりの期間があまり長いということになりますと、不安定な状態に納税者のほうを置

く。これはしかし、不正、不当なんだからいいではないかと言つてしまへばそれまででございますけれども、またそこに問題がある。きりとて、大企業と小さい企業と分けるといふような問題も、なかなか問題がまたございします。そういうことでございしますので、しよつちゆう問題になります。あるときには、これをもう少し場合によつては短くしたかどうかという角度からの御議論もございします。また、ただいま御指摘のように、特に大企業等につきましては帳簿その他もあるのだし、そういうものの保管能力もあるわけだから、もつと延ばしたかどうかという御意見もあるわけでございします。そこらは、従来からもある程度問題認識はございまして、たとえば、いろいろな国税通則法でございしますとかその他の法令、規程の改正の機会に議論したことはございしますけれども、より延ばすのがいいという議論も、またより短くするという議論も、なかなか出しにくいということ、今日まで大体従来のやり方を踏襲してきたという経緯でございします。

しかしながら、また諸外国で無制限ということになつておりますが、これも一体どういふふうな現実にやつておりますのか、よくわかりません。実際のやり方として、無制限にさかのぼるといふのは、執行上は一体どういふふうによつておるのであるかというやうなことも、よくわからぬ点があるわけでございします。

いずれにいたしましても、しかし一方におきまして、また実は現在の執行の状況から申しますと、御存じのように、いまでもなかなか手が回りかねておるといふ現状も一つございします。企業の活動のほうはどんどん拡大をしてまいりますので、職員の数も非常に苦勞をして、まただんだん経験を増んで、少しづつは能率も上がつております。また、機械等を入れることによって、人力から機械に置きかへることによつて余裕を生み出して、調査等に人を回すといふやうなこともやつておりますけれども、いかにもどうも経済の拡大が大きいため手がかねてゐるといふやうな現状で

ございますので、ごく最近、こゝに、二年のところでは、いま村山委員御指摘のように、もつとこれを延ばしてはどうかといふやうな意識は、実は率直に申しまして、必ずしも持つていなかったわけでございます。しかし、ときおり悪質なものといたふやうなものが出てきたときに、場合によりましたならば、もう少し延ばしたらいんじやないかといった議論が出たりするわけでございします。今後とも、重ね重ね検討はいたしてまいりたいと思ひます。

○村山(重)委員 これに関連をしまして、租税の消滅時効について小規模事業者に限つては三年にしよう、こういうやうな案が――私は政府にあると言ひませんが、そのねらいは民商対策だといふやうな、政治的なねらいを持つたものが浮かんできてゐるやに聞いているわけですが、その記事も見たことがございしますが、具体的な名前はこの際あえて避けまされども、そういうやうなふうな税法といふものを便宜的に考えていけば、悪いことをしたやつはいつまでも抜け穴があるやうなかつたやうになつて、そして正確を期さなければならぬその税の執行の面において、それがどうにもならないやうなかつたやうになつてくる。それを政治的に悪用しようといふやうなやり方は、これは許してはならない。

むしろこの際は、そういう脱税を意圖的にやつてゐるやうなものについては、先進資本主義の国々の実例等も見てみますと、非常にきびしいものがあるわけでございまして、私は、やはりえりを正さなければならぬ場合にはきちつとしておかないと、筋の通らないものを打ち出さされてきたんでは、税の執行に当たる皆さん方をはじめ、税理士あるいはその他の関係者にもきわめて悪影響をもたらし得るやうなふうな思ひのでありまして、そういうやうな意味から、政治的な意圖がどこにあるか明確にさせなければならぬ時期も来るかもしれませんが、そういうやうな時期が来ないように、むしろ現在のその五年というのをせめ

て西ドイツ並みあたりに、十年あたりに脱税は時効完結が延長されるような措置をとらなければならぬ段階にきているのではないかと。特に、大企業があいまいな過少申告というような措置をとった実例等が出ておりますので、そういうような立場からこの問題についての所見を申し上げたわけでございます。変な政治的な動きに左右されることがないように、私は、筋を通される中川政務次官はその点はきちっとされるだろうと思うのだが、いかがでございますか。

○中川政務委員 貴重な意見でございますので、政治的な圧力によって時効を短縮するようなことは絶対にいたさないというふうに、厳に慎んでまいりたいと存じます。

ただ、時効を長くしたらどうかという御意見も、また確かに一つの意見でございますが、他の犯罪との時効関係もあります。しかし、村山委員御指摘のように、源泉徴収者との今度は横並びからいかならば、よりまた公平感を欠く。非常にむずかしい問題でございますが、あれこれ慎重に検討してまいりたいと存じます。

○村山(喜)委員 わかりました。

そこで、税法の改正案の内容に入ってまいりますが、まず所得税法の改正案の中で、もはやこれも触れられておられるかもしれませんが、少額貯蓄のあり方の問題ですね。一体、現在の個人の貯蓄額というものは、それぞれ勤労世帯なりあるいは商人、職人あるいは従業者、さらにまた農家や漁業者、そういうような上から見まして、現在どれだけの貯蓄の実態があるというふうに推計をされておりますか。

○米山説明員 お答えいたします。

なかなか勤労者の貯蓄が幾らかというののは、勤労者の定義等非常にむずかしいわけでございますが、先生がいまおっしゃったような分類で、総理府統計局の貯蓄動向調査等から推計いたしました、四十七年末ぐらいの数字になりますが、雇用者は大体三十兆四千億程度、それから商人、職人あるいは個人経営者等いわゆる小企業者でござい

ますが、これが十五兆五千億程度、それから農業者、漁業者等同じく十五兆五千億程度、合計しまして、いわゆる零細の勤労者等を中心とする方々の合計は六十一兆四千億程度になるのじやないかと思ひます。

○村山(喜)委員 その場合の世帯平均の貯蓄額は幾らになりますか。

○米山説明員 これはやはり、いま申し上げました雇用者、小企業者、農業者等ですといふ間違いですが、雇用者の場合、一世帯当たり百七十三万円程度、それから小企業者は二つに分かれます、いわゆる個人経営者と商人、職人等に分かれます、商人、職人等が二百十六万円程度、それから個人経営者が五百三十四万円程度、それから農業者が大体三百万円程度、漁業者が百三十七万円程度であります。

○村山(喜)委員 そこで、平均いたしますと二百十五万円程度、こういうことでよろしゅうございませうか。

○米山説明員 その程度でございます。

○村山(喜)委員 これはいつの新聞でしたか、消費者物価の上昇が続いていく中で、一年二カ月で一世帯当たり五十七万円目減りしたということ、総理府の貯蓄動向調査に基づいて計算したのが新聞に大きく報道されておりました。その場合の四十七年度末の雇用者のいわゆる平均貯蓄額というものは、先ほど言われた数字より少し上回っております、百七十八万八千円程度であるというところが新聞にも報道されておりました。大体二百十五万というものが、高木主税局長、全世界の平均的な預金額になるようでございます。

ところが、今度提案をされております少額貯蓄、これは三百万円ですね。一人ですよ。四人おりまして三、四が十二、千二百万円ですね。千二百万円は少額でございますか。私はその少額という意味がどうもわからないのでありまして、私自身もそんな金を持っておりません。皆さん方の中には、政治家の中には持っていていらっしゃる人もおるでしょうが、そこにお並びの局長や各部長、課長、

そんなお金をお持ちになつていらっしゃる人はいないと思ひます。いらっしゃるのだつたら、ひとつおれは持っているというのを発表願ひたいのですが、そうすると、国会議員の金持ちの人は別にしまして、中川政務次官なんかはそれはないものでしょうが、われわれクラスはそんな金を持っていない。高級官僚であるあなた方も持っていない。とするならば、少額貯蓄という名前ではないわゆる税法上の特別の恩恵を所得税法で与えなければならぬ理由について承りたい。

○高木(文)政府委員 私どももいつもこの問題については、いま御指摘のような感觸を持つ場合もあるわけでございます。しかしながら、金融のことに携つてゐる、たとえば貯蓄を集めることに従事している金融機関の人、あるいは郵便局の方、あるいはまた保険会社の勧誘の方、また証券の人たちの意見を聞いてみますと、やはり現行の百五十万円で限度がきておるといふ方もあるようでございます。どうも貯蓄については、事の性質上、平均的な数字はいま米山総務課長から御紹介申し上げましたようなことであり、すでにここで御議論がございましたようなものが平均的な水準である統計的にはいわれておりますが、分布に関する調査が十分でないのでもございまして、現場でいろいろ仕事をしたいらっしゃる方の話を聞きますと、この際さらに貯蓄を奨励するといひますか、願うという趣旨からいへば、いまの百五十万円を三百万円にすることがそんなにひどく公平論からいひまして行き過ぎになるということではないというふうな話を伺つておるわけでござい

ます。その辺は、私も自分で金を集めるほうの役をしたことがございせんので、よくわからないわけでございますが、従来からきまして経過等を見まして、何年かに一度ずつワクを広げていくという経過からしますと、今回二百五十万円なり三百万円まで上げるといふことは、さほど従来に増して不公平を拡大するといふことにはならないのではなからうかというふうに考えます。

ただ、ただいま御指摘にありましたように、これは一人についてであるということがまず一つございまして、それから非課税貯蓄の優遇制度のほかに、郵便貯金もありますし、国債別ワク制度もございまして、ということになりますと、千四百万円まで活用できる。もし非常にじょうずにいろいろな制度をうまく使いますれば、何も不正とか不当とかいうやり方をしませんが、一人千四百万円まで使えるということでございます。その辺をどう考えるかということでございますが、そうかといつて一般の非課税貯蓄と国債別ワクと郵便貯金と振り分けてやるということも前提にしてこの制度を定めるわけにもいかないということがございまして、いろいろ論議の末、こういう貯蓄を奨励することが非常に重要な時期であるということでもありますので、倍額ということでも踏み切つたという次第でございます。おっしゃるとおり、その運用その他を誤りますと、税の公平論からいって問題が出てくる心配があるということでは同意見でございます。

○村山(喜)委員 少額貯蓄の利子等の非課税の奨励措置によりまして、四十九年度度税収の中でどれだけ減収になるのですか。

○高木(文)政府委員 先般御提出いたしました資料にございまして、私どもの試算では、八百七十億ということになっております。これはしかし、一定の前提を置いて試算をいたしましたものであることを御了解いただきたいと思ひます。

○村山(喜)委員 八百七十億も平年度に減収を見込まなければならぬ少額貯蓄の利子等の非課税措置が、はたして今日正しいのかどうか。私は百五十万円というものを二百万円から二百五十万円に引き上げるというのであるならばある程度了承もできますが、しかしながら考えてみますと、一人当たりで三百万、そうすると、それが四人おつた場合には千二百万、また国債の非課税措置がありますから、その分が加わる、あるいはそれが勤労世帯であった場合には、今度はまた財産形成のほうで加わる、こういうようなことを考えてまいりますと、最高限度この恩恵を利用した場合には幾らになります

か。

○高木(文)政府委員 一人千四百万でござい
ます。ただし、そのうちの五百万は勤務先を経由し
なければなりませんから、夫婦で働いておられる
両方ともその勤務先で財形貯蓄制度があるという
ことになれば、二千八百万までいきます。その他
はたとえお子さんが二人あるということになり
ますと、お子さん等についてはいろいろ贈与等の
問題が起こってまいりますけれども、その名義で
行なわれると、お子さん一人についてワークー
使ってしまつと九百万までいける、そういう計算
になるわけでございます。

○村山(喜)委員 そういたしますと、四人世帯の
場合には限度一ぱい使つたら何ほになりますか、
それを積算したら。

○高木(文)政府委員 四千六百万円になります。
○村山(喜)委員 四千六百万円、これを少額非課
税、私はそういうようなのは少額という名前をつ
けること自体に抵抗を感ずるのです。そしてそ
ういう人たちは、そういうような利子に対する非課
税措置をやつて優遇をしなければ貯蓄をしないよ
うな人ではない。とするならば、一体これは何の
ために設けられているのか。金持ち優遇のために
金がある人のために、そういうふうな限度ワ
クを上げたのだとしか説明ができません。いま
あな方が三百万に引き上げた根拠について合
理的な説明をお願いします。

○中川政府委員 実は少額貯蓄と銘打っておりま
すのは百五十万円を三百万円に上げただけであ
りまして、それ以外はやはり国債を吸収したい、あ
るいは郵便貯金を伸ばしたい、あるいは財産形成
をやりたいというそれぞれの目的がございま
して、村山委員御指摘のように、少額だからとい
うことで一人千四百万円になった性格のものであ
りません。それぞれの目的で、少額と名のつくも
のは三百万円だけあります。

それから、最高千四百万で、奥さんを入れ、子
供を入れると四千六百万とおっしゃいますが、む
すこさんの名前あるいは奥さんの名前で貯金をし

ようということになると、ばく大な贈与税が課せ
られることであつて、贈与税を納めて貯金したほ
うがよいのかどうかということになってくると、
これはおそろくそれまでやつて国債を買つたり、
少額貯蓄をやつたり、郵便貯金をやつたり、財産
形成をやつたり、財産形成だけはできません
が、その他の先ほど言つた九百万円をそういう形
でその特典に乗つたならば、おそろく相当の
贈与税がかかつてマイナスになるだろう、こうい
うことでありますから、単純に四千六百万円がこ
の恩恵に乗つてしまふといふ性格のもの
ではない。しかも、それが全部少額貯蓄と解釈さ
れるのは、少し考え方が狭くなり過ぎておるの
はなからうか、こういう見方でございます。

なお、今回、インフレ対策と総需要の抑制から
いくなれば、預金吸収ということも政策的に非常
に必要なことでございまして、若干大き過ぎた
というくらいがあるとは、その面を特に配慮
したといふこともつけ加へさせていただきます。
○村山(喜)委員 では、具体的にお聞きします。
そういうような名分を付したものを贈与税として
あな方は徴収した事例がございますか。何件あ
りますか。

○中川政府委員 これは事務的に答弁させます
が、たてまへはそういうことになっておるの
であつて、現実にはあるいは若干インキしてある人
がおるかと思ひますが、われわれとしてはそ
う者の保護といふことではなくして、いま言つた
ように、国債だとか郵便貯金だとか、特に財産形
成は勤労者の方々の非常に強い要請でございま
して、当初三百万円ぐらゐと言つたのですが、労働
省はじめ労働団体等からも、それぐらゐでは困
る。いまの時期に三百万円程度で財産形成ができるか
といふようなことで、大きなものの中に入つてい
ることをひとつ御理解いただきたいと思ひます。
千四百万円のうちの大きな五百万円は財産形成と
いう特殊な要請にこたへたものだといふことも御
理解いただきたいと存じます。

○田邊説明員 ただいま政務次官からお答え申し
上げましたように、贈与の事実がある場合に、も
し少額貯蓄非課税制度の適用を受ける場合には、
まず贈与税の問題がございます。贈与税の問題を
避けようとして、少額貯蓄非課税制度の適用
が受けられないものを受けておつたといふこと
で、追徴されることになりました。

○村山(喜)委員 だから、あな方は、そういう
ふうにして財産を——かりに私なら私が自分一人
ではもうまかない切れないから、これを子供なり
に名義だけを変えて、少額貯蓄の判子を押し
てもらつて預金をした、それを調べ上げて、これ
は明らかに贈与したものであるという認定をし
て、贈与税を徴収したその事例をお持ちでござい
ますかと聞いています。私は不幸にしてそういうよ
うな事例があるといふふう聞いていないから、
お尋ねしているわけです。

○田邊説明員 ただいまお話しのような形での報
告を特にとつておりませんので、手元には現在ご
ざいませぬが、先ほどもお答え申し上げましたと
おり、贈与税の課税になるか、または少額貯蓄非
課税制度の適用を受けられないものを受けておつ
たといふことで追徴税額を納付することになる
か、その二つの方法で処理されます。

○中川政府委員 残念ながらまだ三百万円とか五
百万円とかいう制度は発足いたしておりません
で、これからもしやりますと、そういうことが顕著
であれば、当然これは金額が大きくなつただけに、
實際上そういうことが行なわれないように厳重な
対策を講じていかなければいかぬ。いままで三百
万円で名分付した事実があるかといわれますと、
実はまだ架空のものでありますから、ございま
せんといふことしか答えられません。

○村山(喜)委員 三百万円はいま議案の審議中
です。だから、三百万円をそういうことを聞いてい
るのじやない。百五十万円でもいいです。百五十
万円について答えてください。

○安倍委員長 ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○安倍委員長 速記を始めて。

○村山(喜)委員 これは私、少額三百万というそ
の少額というのが出てきたので、この名前がやは

り気に食わぬわけです。ですから、問題は、それ
をなくしていくためには番号制をつくらばいい
わけです。しかし、それをやつたらプライバシー
な問題が全部握られてしまふことになりま
すから、きわめて基本的な人権の問題等にお
いて、これはそまでないけない。だから私は、基
本的には——貯蓄をしなければならぬといふこと
は、みんなそういうふうな考えでいるのです。不
時の用にしなければならぬ。こんなインフレ
が進む中でも、万一のことを考えながら、減価さ
れながらも貯蓄をしているのが大衆の姿です。そ
れに少額貯蓄の利子等の非課税措置を税法上与
えなければならぬといふ預金動向であるのかど
うか。貯蓄動向を見れば、確実にインフレで収
奪をされながらも、ほかにインフレヘッジする
道を大衆は知らない、だから、手近にある郵便局
なりあるいは信用金庫や信用組合あるいは都市
銀行、地方銀行等に預金をするのである。そ
ういふような状態から考えたときに、罪をつくるよ
うな——また、その必要性が日本の今日の貯蓄動向
の中から見てあるとは私は思えない。八百七十億
もこれによつて減税をしなければならぬその理
由が——いままでは何ほかあつたかもしれま
せん。しかし、もう今日のこの段階の中で、百五十
万円を三百万円に引き上げるその積極的な理由を
見出すことができません。そういうような意味に
おいて、私は質問を申し上げたわけです。これは
十分お考えを願ひたいのであります。

○高木(文)政府委員 確かに御指摘のような問題
がいろいろ背後にございます。一つには、ちよつ
とお触れになりました名寄せの問題が介在をいた
しております。それから、それとは別に、現在、
預貯金制度につきまして、架空名義、無記名制度
といふようなものが事実問題としてあるわけで
ございます。そういうものがからみ合つてお
りますので、私どもはできましたならば、非課税貯蓄限
度等を拡大いたします機会に、まず何とかその点
を、もちろん番号制といふようなことになりま
せん限度におきまして、何とかいい方法はないもの
かといふことを検討いたしたわけでございます。

が、そこに至らなかつたわけでございます。

片やこの預金収集の仕事に回つておられる金融機関の方々とか、国債の売りさばき等に回つておられる証券会社の方々のお話を聞きますと、必ずしもそうであるに全部が動いておられるわけではなく、現実に百五十万円の頭を打っておりますので、そこでもうちょっと伸びがとまっております方も現実問題としてあるわけでございます。それを考えますならば、一方にどうもうまくいっていない実態がこちらにあるといつても、せつかく片方で、百五十万円の上さらに順次四十万円なり五十万円なり貯蓄をふやしていきたいという、きちつとやつておられる方がおられるという現状からいいますと、やはりそれをこの際拡大するということも、また意味がないわけではないではないか。そして、先ほど御指摘のように、そんなに一ぺんにふやさないで、何年間に一ぺん少しずつふやしていっていただかうかというお考えもあり得るわけでございます。すけれども、しかしまあ毎年とか二年おきというふうに直されるのも困るということ、ほんとにこれが最後のような心境で、それでは倍にいたしますかということにいたしましたという経緯でございます。非常にきちつとやつておられる方と、それから必ずしもそうでないというフィールドの者とが混在をしておるといふところにこの問題の、やつた問題があるわけでございますので、そこをおくみいただきたいと思つたのでございます。

○村山(喜)委員 では、次の問題に移ります。
税制調査会に出されました資料の中で、給与所得者の給与収入階級別の人員の推移というのがございます。この中で、一千万円以上の所得のある者九千九百人というのがございます。この内訳を説明を願います。

○高木(文)政府委員 民間給与実態調査という調査を国税庁でやつておりますが、その調査によります結果でございますが、おっしゃる通りに、四十七年でございますが、その統計では給与所得者が全体で二千六百四十五万人おりますうちで納税者が二千三百四十万人である。それを収入の大きさ

で幾つかに刻みまして、一番上の刻みを一千万円以上としたした場合に、その人数が九千九百人ということでございます。この統計では、五十万円で、七十万円で、百万円までというふう

に順に刻んでいっておりますので、一千万円超というところでは一番上をいっておりますから、この一千万円超をさらに分けるということとは、いまちよつと、この資料ではないわけでございます。

○村山(喜)委員 その九千九百人が一千万円以上であることは間違いないのでしようが、その人の所得階級は上のほうにどういふに伸びているのかということをお尋ねしているわけでは

○高木(文)政府委員 ちよつと端数のところで数字にズレがございまして、二千万円超になりますと、六百五十人くらいのごとでございます。この九千九百人の中で約六百五十人くらいのごと

ろ、それ以外の刻みはこの資料でもございせん。○村山(喜)委員 給与所得者ではそんなものでしようが、大会社の役員等をしておりまして、そういうような役員賞を受取る者の所得の状態はわかり

○高木(文)政府委員 賞与もいわゆる給与の中に入つてしまふので、一緒になつて出てまいりますから、それを区分することはちよつと調査統計の上では、手元のものではございせん。

○村山(喜)委員 最高の者は幾らですか。日本の最高の給与なりあるいは賞与の所得者というの

は幾らですか。

○村山(喜)委員 そこで、今度、給与所得控除が青天井になつた関係でどれだけ減税が――率じやなくて減税額が実現をされるのか。たとえば一千万円の、これは一千万円といえられわれ国会議員クラスですね、その場合に手取り額が幾らにふえるのかという計算をして見たわけでは

それから、一番所得階級の中で多いというのは百万から二百万円までの階級ですね、四一％を占めております。その階級においてどれだけ減税の恩恵が与えられるのかということ調べてみました。一体、どういふに軽減されているといふに皆さん方は見ていらつしやいますか。数字を発表願いたい。

○高木(文)政府委員 いずれにいたしましても、その数字をお出しいたさないといけないと思ひますので、近日中といひますか、もうすぐにも所得階級別の減税額表を出さしていただきたいと思ひます。先般からそういう御議論がございましたので、いま作業をさしてあります。もうすぐできると思ひますので、階級別減税額表を出さしていただきたいと思ひます。いま手元に持つております。

○村山(喜)委員 これは地方税まで含めて手取り額がどういふに变化をするのか、その場合のいわゆる増加額がどうなるのか、そしてその割合は何％になるのか、私のほうでもここに資料がございまして、一千万円の所得者の場合には、増加額が百万をちよつとこえる。平年度化した場合、そういう数字になります。そこで、こういうような割合をずつと広げてみますと、二千万円のところでは、四十九年度で割合は二三・八一、五十年

度では、四十九年度で割合は二三・八一、五十年で三一・六四の軽減率になる。まさに重役減税です。ことし大幅に一兆四千五百億の所得減税をされることは、物価の上昇やその他から見まして英断であつたと思うのだけれども、中身はどうかという、内容の操作によりまして天井をなくしたものでありますから、上に行けば行くほど大幅減税になつてゐる。特に、一億円の所得のある人の場合

には、初年度において軽減率三三・四四％、平年度化した場合には四四・五四％になる、こういう数字が出てきておられるわけでございます。だから、私は、これをはつきり提示を願ひたいと思ひます。そしてどの層が、率ではなくて、どれだけ可処分所得がふえるのかということを確認に示しながら、これについての結論を出すべきだ。ただ腰だめの、税法の改正によつて大幅減税をやりましたといふんでは、国民は納得をしないと思ひます。そのことを要請をしておきますが、よろしうございませうか。

○高木(文)政府委員 ちよつと私お尋ねを取り違へましたが、要するにサラリーマンならサラリーマンの場合に、収入階級別に軽減額がどのぐらになるかということでございます。一千万円のところまでは、御存じのように、閣議決定になつております税制改正要綱に添付されたもので出しておる数字でございます。夫婦二人の場合に、一千万円のところ初年分が三五・五、平年分が四五・二でございます。

(委員長退席、浜田委員長代理着席)
それから上はこの表には出ておりませんが、口頭で申しますが、二千万円でございますと、初年分が二五・四、平年分が二三・九でございます。三千万円でございますと、初年分が二〇・八の軽減率で、平年分が二七・九でございます。それから上はいまちよつと手持ちを持つておりませんが、あとで資料をもつて提出をいたします。

それから、先ほどの一億のところはどうなるかは、実は地方税の頭打ちの問題という問題がございまして、どこかで一つ断層ができるような高い率にはならないのではなからうか。ただいま読み上げました一千万円、二千万円、三千万円の数字で軽減割合が収入の増加につれてダウンいたしております。この傾向ですと伸びてまいるはずでございますから、先ほど御指摘になりましたような高い数字にはならないのではないかと思ひますが、さつそくに計算してみたいと思ひます。

○村山(喜)委員 これは私の場合は単に所得税だけではなくて、地方税まで含めた手取り額のウエイトを見ているわけでございますから、若干の数字の違いはあるかと思ひます。

次に移ります。きょうで終わります所得税の確定申告の中で、農業所得の標準率をつくられました、これだけの所得率があるからあなたのところは差し引き所得はこれだけだという形で、農業所得の標準率を示して、それで措置をされているわけでございますが、このやり方の中身の問題でございます。

具体的な一例を申し上げますと、これは熊本国税局が取り扱った分でございます。養鶏の所得率は五割ということになっております。一体、五割あるのかないのか。ブロイラーの生産原価、これはわが鹿児島がまだ日本一のブロイラーの生産原価になっておりますのでお尋ねするわけですが、えさのブロイラーの一羽当たり、キログラム当たりの中に占めるウエイトというものは、大体六割でございます。その六割のえさが、昨年一年間に大体どれくらい上がったんだらうかというので調べてみると、六一%えさは上がっております。これは供給単価で配合飼料の価格を調べたものでございまして、系統農協の資料でございますから間違いございません。そうすると、一羽当たりの、あるいはキログラム当たりのブロイラーの生産原価の中に及ぼす影響は大体三割六分、こういうことでございまして、えさの価格が上昇することによって、ことしの二月からはさらにまた——

ことしになってからはなおひどいのですが、昨年の一年間においても三割六分もコストの中において価格が上昇をしているわけですね。それをなお養鶏については差し引き黒字である、そして所得率は五割あるというところをえさの値上りが正しくいかどうか、私はこのことについて疑問を感じざるを得ないのでございます。

それから、養豚の場合等もそうでございますが、繁殖豚の場合に所得率は三三%あるという標準率を示しておられます。その養豚用のえさの値上が

りというのは、一年間に五〇%でございます。そして一頭当たりの生産原価の中に占める飼料費の割合というのは、これは六割をちょっとこえておる。そうすると、三〇%高くなっているという状態ですが、販売価格のほうはどうかというところ、さほど上がったというところは知りません。これは値を冷やすために外国からいぶん輸入もいたしましたし、そういうような意味では、現実には養豚なり養鶏の専門農家というのは赤字を出して、たいへん苦しんでいるという状態になっている。ですから、このところは、成鶏ですが、一羽百五十円ぐらいでたき売りを始めておる、こういう状態にございまして、もうえさが思うように手に入りませんので、高いえさを食わしてあげれば、豚を飼いますと、大体一月に一頭当たり五千円の赤字でございます。そしてまた、牛を飼いましたら大体五万円ぐらいの赤字だ、こういう状態に畜産農家はあられるわけですね。ブロイラーの場合の計算をする、一羽当たり生産原価で今日六百六十円ぐらいかかるものを、百五十円でつぶさなければならぬという状態にきている。その中でなお所得率はそういうようなものであるという姿で、三三%も所得率があるという姿でお出しになる、これが正しいかどうか。私はこの計算の基礎について、四十八年度農業所得の標準率について承りたいのであります。

そこで、それに関連をしまして、一体どこでそういう数字をおつくりになるのか。まあ当該経済団体、農協やその他と打ち合わせをしてつくられるのでしようが、この際、農林省のほうで統計的な数字をお持ちであります。だから、一体、その数字というのは四十八年の数字に基づいておやりになったものを使つていらつしやるのだろうか。聞くところによりますと、いわゆる農畜産物の生産費調査というのは、まだ昨年の分はどうも集計ができていないようにも聞いているのでございまして。その価格の動向を調査して、そしていまの標準率というものをお出しになるのが正しいのではなからうかと思うのでございますが、ただ、農業

団体のほうと話し合いをして、それで標準率をきめるといふようなやり方が正しいかどうかということについて説明を願つておきたいのでございまして。この点は農林省の経済統計課長も見えておりますので、そちらのほうからも説明を願ひます。

○遠藤説明員 先生御案内のように、農林統計におきましては各種の統計調査を実施いたしております。ただいま先生が問題にされていらつしやいますいろいろな項目に関する所得率、あるいは生産費、あるいは収益性というような調査は、農畜産物生産費調査と名づけてございまして、全国、米をはじめ各種の作物についてやっております。御承知のように、わが国の農業経営は非常に自給的な要素を持っております、自家消費の評価なりあるいは地代の評価なりいろいろ評価技術上の問題をかかえておる次第でございます。ただいま先生の御発言がございましたように、この農畜産物生産費調査につきましては、それぞれの作物についてそれぞれ調査期間を設けております。具体的に申し上げますと、米の場合一月から十二月、あるいは豚の場合七月から六月というようにそれぞれ調査期間を設定いたしまして調査をいたしておりますわけでございます。

ただいまのところ、私も、四十八年の農畜産物生産費調査については出張所段階における調査は完了いたしておりますけれども、それぞれ現在集計作業を進めているところでございまして、具体的に申し上げますと、一例といたしまして、米の場合につきましては、本年六月末を目途にいたしまして現在集計作業を進めておるような次第でございまして、それからまた、豚につきましては、御案内のように、安定帯価格に關します価格審議が三月末に開催が予定されておまして、私もそれに間に合はさすべく現在作業を進めておるというような次第でございまして。

○村山(喜)委員 そこで、国税庁のほうから見えておると思いますが、米については四十九年の六月末に農畜産物生産費調査の結果が出る、畜産物については今月の末にならないと出ない、だから、これは四十七年の七月から四十八年の六月までの分がことしの三月末に出るんだという話でございまして。そうなりますと、ミカンの場合には、ことしの暮れにならなければ昨年のやつはわからない。課税は四十八年について課税をする。となれば、国税庁はそういうような生産費調査というものに基いたものを使うことはできない。とするならば、そこら辺の農業団体の意見等を聞いて一つの標準率を設定をするという形で出されて、これだけのミカンの面積があるからあなたのところはこういうふうな所得があるはずだということ、その標準率を示しながら申告を求めるといふことになると思ひますが、あなたの方のその繁殖豚が三三%も差し引き所得率があるという計算をされた根拠を承りたいのでございまして。

○田邊説明員 御存じのように、農業所得を計算いたします場合に、一応たてまへは、税法に規定してございまして、その農家の一年間、これは四十八年の暦年でございまして、この総収入金額からかかりました必要な経費を引くということになっております。したがって、実際に幾らお払いになられたかという実績がおわかりになられる場合は、当然その実績によつて所得が計算されるわけでございますので、納税者ごとによつてその所得率が違ってくるかというふうに存じております。

ただ、御案内のように、農家の方は必ずしもそういうような実際の額を記録されているというところを一般的に期待することはむずかしいわけでございますので、青色申告者とかその他記帳をされております方以外の納税者につきましては、一つの申告をされる場合のめどがいまお話に出ております農業所得標準率でございます。

そこで、具体的には農業所得標準率の計算は、御指摘のように、飼料代その他たいへん上がっているように伺っておりますし、事実、これを作成いたしますのは税務署でございまして、税務署が四十八年分の所得標準率を作成するにあたりましては、まず第一には、お話しのような統計といいま

すよりも具体的なサンプルをとりまして、そこで収支の実態を調査いたします。その実態を基準といたしまして、なお、お話しに触れられましたような各種の統計なり協同組合などにおきます取り扱いとか売買の状況なりを収集いたしまして、それらをさらに補正して、具体的な地域地域の実態に合うように、関係団体の御意見もお伺いしているわけでございます。

昨年は、御指摘のような問題がございまして、豚につきましては前年よりもだいぶ所得標準が下がっているように伺っております。場所によりましては、お話しのような赤字の標準もあるように聞いております。鶏につきましては同様なことだというふうに伺っております。

○村山(書)委員 ではお尋ねしますが、石油危機のための肥料代値上がり分、それから農機具、農薬、こういうものについての必要経費の増大は認めただけですね。飼料価格ほどの程度認めておりますか。

○田邊説明員 それも費目によりましてそれぞれ、先ほど御説明いたしましたように、基準実額調査のサンプルをもとにして実際にかかったものを単位当たり織り込んでございます。

○村山(書)委員 私は先ほど具体的に価格の上昇率を示しながら、それが生産原価の中における割合を言ったわけでございますが、プロイラーの場合には三割六分の上昇があった、そういう計算が出てくるわけですね。鶏卵の場合には、同じように三割五分の上昇があるもの、値上りにより必要経費に落とさなければならぬという経営状態になった。こういうようなものは当然見ていられなければならないが、どういふ程度まで認めておられるかということをお尋ねしておるわけです。

○田邊説明員 お話しのように、実際に飼料代の値上げは当然に反映されているわけでございまして、その見方につきましては、繰り返しになりましたが、実際に経費としてかかった額の記録がされている場合、それ

はその全額が認められております。それから、記帳のない方につきましては、一般的な基準実額調査のもとになりましたサンプルをもとに最近の情勢を織り込んである、こういうことでございまして、○村山(書)委員 具体的にはどの程度織り込んであるのかということをお尋ねしておる。

○田邊説明員 納税者ごとに違いますが、また標準は課税の、または申告の一つのめどでございまして、実際の申告はまた違ったような形になりますので、そこら辺の事情を御察察いたしたいと思っております。

○村山(書)委員 私は標準でお尋ねしておるので、

○田邊説明員 所得標準は、先ほど来繰り返し御説明申し上げておりますように、一つの申告のめどでございまして、具体的な内容につきましてはちよつと差し控えていただきたいと思います。

○村山(書)委員 なぜ言えないのですか。というのは、標準ですよ。私は個々の農家について聞いているわけじゃない。標準を設定されたその根拠の中で、その飼料代の値上がり分をどの程度見込んでいられるかということ、これは別にばっちりここで言われても差しつかえないのじゃないですか。それは徴税にあたって支障がございまして、

○田邊説明員 農業所得標準は、ちよつとかたいことばになりまして、いへん恐縮でございますが、納税者と税務官庁との間の一つの便宜のなめどとして、それが作成いたしておるものでございまして、これを一般的に公開するとか、一般的に御披露申し上げるような性格でないということを一と御理解いただきたいと思います。

○村山(書)委員 一般的に公開をするものでなければ、何で新聞に載りますか。新聞に載ったやつをもとにして私は言っているのですよ。だから、やはり標準を示されるにあたっては、これだけの値上げ分はあったのだから具体的に認めましたということを言われるのが当然ではないですか。

○田邊説明員 ただいまのお話しの新聞記事、私まだ存じておりませんが、もし出ておりますとすれば、それはある地域のある団体が何かお話し合いをされたようなものでないかと思ひますし、私どももいたしましては、これはもし一般的にそういうものにつきましてお話しするということになりますと、そこまで申告すればよろしいといううな、本来のたてまゝと違ったような効果も出てまいりますので、そこら辺につきましては、法のたてまゝと実際に執行なされております執行上の便宜なり納税者の申告の便宜ということのかね合ひ、そこら辺についてデリケートな問題がございまして、そこら辺を御理解願いたいと思ひます。

○村山(書)委員 納税者の立場を考慮してあなた方が標準を示される、これは農業団体と相談をして標準を示されて、それを一つの目安にして所得の確定申告をしないというところで指導されている。とするならば、その中における大きな要素である畜産農家の場合の飼料の値上がり分がどの程度あったかということ、これは客観的な資料に基づいてどの程度は認めますということではないれば、指導にならないじゃないですか。そのこととさても国政審議に当たるこの大蔵委員会で発表がでないというところは、私は納得ができません。委員長に要請をいたしますが、この問題の取り扱いには理事会で検討を願ひたい。よろしゅうござい

○田邊説明員 本問題につきましては、後刻理事会において協議をいたします。

○村山(書)委員 そこで、白色申告者の事業の専従者控除額の問題でございまして、これが今度二十万から三十万に上がりますね。これは青色の実態に照らし、またパート等の給与の実情に照らして均衡をとる意味において上げたのだというのが説明として書いてございまして、そこで、青色の実態はどういふふうになつておるわけでござい

○高木(文)政府委員 従来から白色の専従者控除制度は、金額を法定されておるわけでござい

それから、青色のほうはいわゆる完全給与制というところで、実際に支給された額によつて定められることになつておるわけでございまして。白の専従者控除という制度につきましては、昨年といいますか、四十八年度までは、基礎控除が二十一万円で扶養控除が十六万円のときに、基礎控除と扶養控除との中間にあつたわけでございまして、今度扶養控除と基礎控除が統一されまして二十四万円になりました関係で、全く従来とは違った考え方をとる必要があるというかつこうになつたわけでございまして、そういう意味で、従来の考えとは全く変えまして、従来はずつと伝統的に、御本人より専従者控除が多いというのはいかかものであらうかということ、基礎控除よりも低い額でございまして、基礎控除よりも高い額とするということ、そのめどをどこに置かうかというのには非常にむずかしいところもございまして、これをあまり高くするということも基礎控除との関係で問題もございまして、今回事三十万という水準にきめたわけでござい

ところで、この青の水準でございまして、これは実際に各企業が完全給与制をとつておられるその平均額でございまして、四十六年では約四十万、これは申告の実績でございまして、四十七年には四十五万ということになつておるわけでござい

○村山(書)委員 いわゆるパートとか内職収入とか、こういうような配偶者等の所得がある場合の配偶者控除の問題からならみ合わせ、それとの関係はござい

○高木(文)政府委員 現在パートの場合には、いわゆるパートタイマーの課税最低限につきましては、御存じのように、給与所得控除の最低保障額が五十万になりました関係で、配偶者控除の適用を受けるための所得限度額を今度直しました。したがつて七十万になるわけでござい

○村山(書)委員 青色申告の実態は、専従者控除

で四十五万、まあ大体そんなものだろうと思えます。ところが、白色の場合には今度上げて三十万、これはちょっと開きが縮まったわけでございませうか、拡大をいたしましたか。

○高木(文)政府委員 この白色の専従者控除の額のきめ方の問題につきましては、今回非常に困りまして、率直に申し上げて、どの水準に置くべきかというところは非常にむずかしい議論でありまして、と申しますのは、やはり基礎控除との関係を考えてみると、たとえば夫婦で仕事をしておる、御主人のほうについては基礎控除が働いていく、奥さんにつきましては、こういう制度にしますれば配偶者控除でなくて専従者控除のほうが働いていく、こういう関係になります。そこで、いま御指摘のように、外へ出て働くという場合のパートタイマーとのバランスの問題というの、確かに一つの問題でございませう。確かに一つの問題ではございませうが、まず何よりも、やはり一つの家計の中において御主人と奥さんと一緒に仕事をしておるわけでございませうが、基礎控除の水準との関係を全く分離して考えることはなかなかできにくいのではないだろうかということではございませう。おっしゃるような角度からいたしますと、給与所得者の独身者につきまして、この際、相当しい切った措置をとらうということではございませう。五十万円の最低保障システムとの関連から申しますと、御指摘のようなバランス論というのが出てくるわけでございませうが、片方においては、また本来の基礎控除とのバランスをどう考えるかという問題があるわけでございまして、そのところを今後この白色の控除制度についてどのように考えていくべきやということでは確かに御指摘の問題点がございませうが、本年度といたしましては、従来と違ひましてさらに基礎控除よりも高い額にするということでは、そこはかなり思い切ったつもりでございませうが、さて水準をどの辺にすべきかということについては、まだ十分の検討ができておらないというのが正直なところでございまして、御指摘のように一つの問題点があるということは承

知をいたしております。

○村山(喜)委員 やはり青色申告を推進するとう立場からとられていく政策的のものもありませうが、しかし、いま七十万円の内職の場合の問題もございませうし、独身の場合の五十万円のいわゆる控除の問題もございませう。片一方、青色申告の実態が四十五万ということになっておるのあれば、やはりこの際、三十万円のものはちょっとまだ低過ぎるのじゃないだろうか。二十万を三十万に上げる意味で十万円上げられたわけでございませうが、まだ実態に即していないのじゃないかという気がしてなりません。

ですから、この点については、ぜひ今後実態面の上から、また他との均衡の上から、あまりにも制裁的な色彩を持つような考え方はなしに、実態に即した均衡のとれたものとして処遇をしませんと、そういうような記載能力がないがために青色申告の手続ができないというような者もありませう。そして中小企業の経営の実態の上から見まして、主人と一緒に一生懸命仕事をしておる奥さんのそれも、青色のほうは四十五万だけれども白色のほうは三十万でかんべんしないかというようなことでは、これはちょっとぐあいが悪いのじゃないかと思うのです。この点については、さらに前進をされるように私のほうでも要望を申し上げておきます。よろしゅうございませうか。

○高木(文)政府委員 この辺は確かに非常に問題がございまして、先ほど申しました四十五万という水準は、これは四十七年の実績値でございませうし、いま当面問題にしなければならぬのは四十九年の問題でございませうから、いろいろその辺のところも一つ問題がございませうし、白と青の間でどの辺でバランスをとるべきか。先ほどの四十五万は平均でございませうから、平均で見るといかにどうかという問題が一つ、それから、いまの専従控除というのは、要するに夫婦で一緒に働いている場合の話でございませうし、別々に、たとえば農業の例でとりましても、むしろ奥さんのほうが家で農業をやっておられて御主人が給与

所得者だというような場合の問題だとか、どうもいろいろ問題がございまして、そのあたりの論議がまだ十分尽くせておりませう。御指摘のような問題があることは事実でございませうので、ひとつどういうふうな考えたらよろしいかいろいろと検討はいたしてみなければならぬとかねがね思っておったところでございませうので、御注意をいただきましたから、よく勉強を重ねてまいりたいと思ひます。

○村山(喜)委員 残りの時間がもう少なくなつてまいりましたので、租税特別措置の問題に入りませう。

この中で、いよいよ近いうちに総理大臣が決断を下して石油のあるいは製品の価格の決定をするやに見えるのでございませうが、私はここで、価格の形成というものが、いま実勢価格といわれるものがはたして妥当なものであるかどうかということについて疑念を感じますので、この点を明らかにしていただきたいと思うわけでございませう。

そこで、まず、関税のほうからおいでいただきたいので、最近の数字でよろしゅうございませうが、原油なりあるいは揮発油、灯油、軽油、重油、LPG、これのCIF価格でどれだけ入つてきているのか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○斎藤説明員 最近の数字でございませうれば、原油につきましては、四十九年二月份の集計をもとにしまして申し上げます。

バトルル当たり九ドル九十セントで、円で換算いたしますと、キロリットル当たり一万八千五百二十四でございませう。揮発油以下につきましては、速報段階でございませうので、一月の数字が一番最近の数字でございませう。以下キロリットル当たり円で申し上げますと、揮発油が一萬三千六百七十四、灯油が一萬二千四、軽油が二萬七百二十五、重油が一萬五千九百七十六でございませう。

○村山(喜)委員 その実勢価格を、通産省、お答えいただきたいと思ひますが、揮発油から灯油、重油に至るまで、幾らでございませうか。

○松村説明員 お答えいたします。

最近の実勢価格でございませうが、元売りについて申し上げますと、四十八年の十二月の段階で申し上げますと、ガソリンのレギュラーが二万六千円から二万七千円程度でございませう。それから灯油につきましては、家庭用については凍結をいたしております。したがって、一萬三千円程度でございませう。それから、工業用につきましては凍結をいたしておりますので、その価格は大体一萬七千円程度、軽油が一萬六千円程度、A重油も大体同様でございませう。B重油、C重油については、一萬一千円から一萬二千円といったところであらうと思ひます。

○村山(喜)委員 そこで、レギュラーの揮発油で例をとりますが、これは新聞にもキロリットル当たり二万六千七百円という数字が出ておりますから、それで申し上げます。

製品として入ってくるのは、キロリットル当たり一萬三千六百七十七円、元売り段階で実勢価格として示されているのは二萬六千七百円、これは税金が別に入っているわけではございませう。とするならば、この二萬六千七百円という価格の形成は、揮発油という製品としてCIF価格で入ってくる価格の大体二倍ですね。これは適正な価格であるというふうに通産省は認めているのかどうかということが第一の問題点であります。

それから、軽油は、輸入いたしました価格は二萬七百二十五円、それが実勢価格の上においては、これだけ安い一萬六千四百円で売られている。もちろん、原油からガソリンをとり、いろいろなを得率の上において抽出していく過程の中で、ガソリンをたくさんとればとるほどそれだけコストがかさんでくることは間違ひありません。ところが、日本の場合のガソリンの得率は、一〇%ないし一%でございませう。だから、非常にとりやすいところとっておるのですから、得率が低い日本の状態の中では、外国に比べてそうコストが高いとは思われませう。しかも、製品価格として入ってくるのは一萬三千六百七十七円が入って

きているものが、実勢価格としては二万六千七百円で売られている。一体その市況というものは、実勢価格というものが正しい形成をされたものであるのかどうか、私はどう考えてもみてもおかしいと思うのです。というのは、揮発油として製品で入れたほうが、原油からガソリンをつくるよりもかえって安くつくんじゃないか。そういうような結果に、結果論的に落ちつかざるを得ないわけでございます。そうしてこれが妥当なものとして、その上にまた八千円なり九千円が上のせられる、これがいまいいかどうか。まあそれはやむを得ないというふうにお考えであるならば、その根拠について、この際説明を願っておきたい。

○松村説明員 先生からいまお話がございましたとおり、石油製品は連産品でございますので、たとえば家庭用の灯油について価格を凍結するといったような政策をとりました場合には、そのコストの分が他に付加されるといったような傾向もあるかと思ひます。

それから、いま先生から、ガソリンの輸入価格が一万円あるいは一万三千円程度である、それに對して国内のガソリン価格が非常に高いではないかという御質問でございましたが、私、先ほど御説明を省略したわけでございますけれども、ナフサについて申し上げますと、現在の国内価格が——現在といひますか、十二月段階で申し上げまして、一万二千円ないし一万三千円ということになっているわけですね。それで石油化学用ナフサがだいたい輸入されているわけでありまして、それとの価格比で考えますと、大体いいところじゃないかというふうな考え方をとっているわけであり

ます。

○村山(書)委員 ナフサは一万二千二百円です。これはもととも、値段のつけようのないものなんですよ、その分が揮発油のほうに加わるというのですか、あなたのおっしゃる意味は。そうじゃなくて、私は、揮発油という一つの製品として押えた場合に、輸入製品であるならば半分の値段で入ってくるのに、なぜ国内の価格はそういう

高い実勢価格を元売り段階で示しているのかというところを、あなたに聞いているのですよ。それはナフサとの関係じゃないでしょう。

(浜田委員長代理退席、委員長着席)

○松村説明員 私が申し上げましたのは、ナフサの段階で考えれば、日本のナフサと輸入ナフサとは、むしろ現在の実情で申し上げますと、日本の国内のナフサのほうがどちらかといひますと若干低いといったようなことではあります。それに加えて、たとえばFCCでございまして、それについてた装置を通して、これをガソリンにするわけでございますけれども、そのコストというものがあるわけでございますが、それはいまの輸入価格でございます。輸入の一万三千円と一万二千円の差、千円といったものではなくて、もう少し高いものであろうかと思ひます。

ただ、先生のお話のように、ナフサの価格とガソリンの価格との格差が非常に高いではないかというお話につきましては、これは連産品でございますから、たとえば軽油と中間留分を安くするということになりますと、どうしてもガソリンのほうに負担させることになるということでございます。

○村山(書)委員 私が聞いているのは、この揮発油というのは、ガソリンでしょう。揮発油がハイオクとレギュラーとあるわけでしょう。それで、ハイオクの場合には三万一千五百円だということ、あなたの方、この前新聞発表されていまして、レギュラーが二万六千七百円だ。そのいわゆる実勢価格と外国から製品として入れる価格との間には二倍の開きがあるのじゃないか。二倍ですよ、CIF価格で一万三千六百七十七円ですから。だから、なぜそんなに日本の揮発油の実勢価格は高いのかというのを聞いているのですよ。

○松村説明員 日本で輸入するガソリンの価格が一万三千円というふうなお話があったわけでございますけれども、それはちよつとつまびらかにいたしません、たとえば、各国の自動車ガソリンの卸売り価格が幾らであるかといったような点に

ついてちよつと申し上げさせていただきますと、イギリス、フランス等で、たとえばイギリスでございまして、これは値上げ前の数字でございまして、二万一千円。それからフランスでございまして、一万九千八百円といったような数字、これは公式のものではないけれども、私どもが持つております数字として大体その程度のものではないかというふうなことを考えております。

したが、いま申し上げた輸入価格で一万三千六百七十七円というふうなものがはたしてどういうガソリンであるのか、ロットがどのくらいであるのか、ちよつと私存じませんけれども、海外のガソリンの卸売り価格に比べまして、日本が倍の価格であるということではないというふうなことを考えております。

○村山(書)委員 では関税当局に尋ねますが、この揮発油として入れているのは、市場で普通いわれている揮発油、これと成分が違ふのですか。

○齊藤説明員 ただいま一万三千六百七十七円のCIF単価で一月に入荷いたしました申し上げました揮発油は、私どもの統計品目番号では、三三二一というところに分類されております。モータースピリットでございまして、通常の揮発油であらうかと存じます。

○村山(書)委員 通常のものであるとするならば、私はここになぞがあるというふうな指摘をせざるを得ないのです。先ほど課長が説明をしたその数字を聞いても、イギリスの場合でも日本の価格よりもずっと安いんですよ。フランスの場合でも安い数字を言われたんですよ。そして日本の場合には製品として入ってくるそのものが、これは関税がけませんね、そのままストレートに入ってくる。それが一万四千円足らず、一万三千円。そうして、日本の製品のレギュラーの実勢価格として卸売り段階で示されるのはその倍ですよ。だから、これを正しいものとしてあなたの方で処理しようというところに、いわゆる石油産業とあなたの方のつながりの問題が云々される原因が一つあるのではないですか。なぜこんなに高くなっているのかこ

の中身を説明してください。

時間がありませんので、あとでまとめて答弁を願ひますが、これで計算をして、いま税金はガソリンの場合には地方道路税まで入れましてキロリットル当たり二万八千七百円ですね。これは間違いございませんね。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○村山(書)委員 そういたしますと、CIF価格で入ってくるガソリンを原価計算すると、税金まで入れるとリットル当たり四十二円ですね。それが末端に行くとき八十五円で売られている。この流通の経路を追つていった場合に、どこでどのような価格形成が行なわれているのでしょうか。また、通産省が発表した実勢価格で押えてみましても、なおそれよりも一万三千円くらい上がるのだから、五十五円になる。五十五円くらいのもので八十五円で売られる。これは小売り段階の中でもうけとして上がっている分ですね。流通経路の中に消えていく。こういうふうな状態の中で価格の形成が行なわれている。

今度また税金が重くなります。今度の改正によりまして揮発油税がキロリットル当たり二万九千二百円になる。地方道路税が五千三百円ですから、三万四千五百円、その分が前よりは多くなつてくる。二万八千七百円より上がるわけですが、その場合の末端の価格というものを幾らにしようというところをお考えになつていられるのですか、事務当局として。

○松村説明員 今回の石油の値上げ、原油の値上げに伴ひまして、石油製品の値上げが近く行なわれなければ、非常に経済的に申しまして不合理なことであらうかと思ひます。それで、価格が上がった場合に、それを流通段階についてどういったふうに対処させるかということにつきましては、いま政府全体といたしましていろいろ検討いたしているわけでございますが、近くその点について、全体の結論を得て発表するということにならうかと思ひます。現在の段階ではまだ確定いたしておりませんので、ちよつと控えさ

せていただきます。

○村山(重)委員 もう時間がありませんから、わずかの時間でやめますが、この点はLPGについて同じようなことが言えます。中川政務次官、よく聞いておってください。一月のCIF価格の場合にはトン当たり一万七千九百六十九円、それに開税が、まだ改正されませんから八百八十円かかりますね。そうすると、キロリットル当たり直しますと九千八百円程度になるようでございます。これに八百八十円を割りますとまた換算をしてやりましても、言うならば一万円程度、だからリットル当たり十円ですね。それが末端で売られていくか、自動車用のLPGが幾らで売られているか御存じだろうと思いますが、いま四十五円くらいですね。液化石油ガスのほうは四十五円。ガソリンのほうは、今度かりに八千円なり政策的ななで九千円、こういうふうになつたとしますと、税金の値上がり分と価格の改定分の値上がり分とを合わせていくならば、リットル百円ですね。百円のガソリンが出てきた。そうすると、LPGのほうからいくと、元値は十円ですから、これをもっと下げることにしまして、今度はLPGの使用のほうにガソリンのほうの使用量が減る、こういう事態が出てきますよ。

その場合に、いわゆる税収として見積もつておる分がたして正しいのかどうか。その価格の形成によつて流れが変わっていく可能性というものはないのかどうか。これは政務次官に答弁を願わなければならぬ点だと思ふし、私が指摘をしたように、CIF価格というものは、関税当局はあなたの所管ですから、その所管の中で、いまの価格は一体どれだけのなを持つてゐるのか。とすれば、いまの政府がきめようとしてゐるこの新しい価格はたして妥当なものであるのかどうかという点について、もつと事務当局の考え方をまとめさせて、そして大蔵省としての立場から問題をお取り上げにならないと、無制限に原油を買ふだけの外貨はないわけですね。

経済見通しでは二億七千万キロリットル、これ

をここの状態で実勢をはじいてみると、二億八千万キロリットルを上回つて輸入されているわけですね、四十八年分は。そうすると、三億ぐらい入ってくる可能性もある。そのときに、外貨は十分の手当てができないという問題にも関係があるわけですね。私はその点、時間がありませんで、それをさらにまた詰めていこうとは思ひませんが、そういうような問題をとらえながら、この石油の価格の改定、それから課税のあり方の問題、これは単に高いものを買わされるのがいやだということではありません。物の流れの変化がそれによつて伴ってくるのではないかと、これを指摘しておきたいと思ひますが、それに対する具体的な答弁、これだけの財源が揮発油税収によつて確保できるんだという見通しがございませうか。

○高木(文)政府委員 率直に申しまして、現在の税収見込みを立てます際には、ただいま御指摘のようない問題があることは、ある程度は予測されてはおりましたが、しかし、とうていそこまでどういふふうになるのか見当がなかなかつきませんものでございませうから、全体としてむしろ消費量が若干減るのではないかと、いふふうにも考えました。いままでは、ガソリンにいたしましては毎年一二、三%ずつふえておりましたけれども、今度はむしろ減るのではないかと、いふふうな予測は立つておりました。ただいまきめこまかく御指摘がありましたように、シフトの問題等は織り込んでいなければいけません。

そこで、今度の石油関係の価格のきめ方等によりましては、いろいろそういう問題が出ようかと思ひますが、お尋ねのガソリンとLPGとのシフトの問題につきましては、一つにはLPG車にガソリン車を改造するという点につきましてはかなり費用がかかります。一つは、それからガソリンのスタンドとLPGのスタンドの数が、普及度が非常に違うということがありまして、どうもいわゆるマイカーといひますが、自家用車の方々が急激にガソリン使用からLPG使用のほう

に変わっていくということは、そう急には起こらぬのではなからうか。もしそういう価格体系になりますと、長期的にはだいたいそういう問題が出てくるおそれがございますが、急にそういうふうになるかどうかということについては、そう大きなシフトは当面は起こらぬのではないかと、いふようなことが、運輸省の車両のほうの御専門の間とかそういう方々の間ではいわれておるようでございます。しかし、これはいふにしろもなかな問題はございませうので、私もどなたかしましては、よく事態の推移を見守つていかなければならぬというふうに考えます。まさに御指摘のようない問題が起こりつづめるということは、承知をいたしておるところでございます。

○中川政府委員 たいへん問題でございますから、これから値上げが近々といわれておりますし、今後推移を見守つて、御指摘の点は十分腹に入れておきたいと考えております。ただ、そう大きなシフトは起こらないのではないかと、いふことについては、いま局長が答弁したとおりでございます。しかし、かなりの問題が起こることを覚悟の上で、いふ、このように思つております。

○村山(重)委員 もう一つ産業関係の税制の問題について質問をしたのでございませうが、時間が参りましたのでこれで終わりますが、問題は、いま開税の面からとらえ、あるいは消費税としてとらえていく。その中でわれわれが願うのは、原油の値上がりに伴ひまして、ある程度の価格の改定はやむを得ない点があるであらう。しかし、それが合理的になされなければおかしなかつたことになつていく。しかも、その百円ガソリンといふものが出現をしたときには、もつとコストの安いものに転換していく。われわれが二千ccの車を使つておつた、ところが、それを千六百にダウンをしてガソリンの消費の価格というものは大体均衡しました。しかし、今度これだけ値上がりをして、それをもつと千二百クラスに落とすか、あるいはさらに小さなものに落とすというところで収支のバランスをとらなければならぬ。むしろ月

に一万円も二万円もガソリンの値段が前よりも高くなるのだつたら、この際LPGに切りかえよう。LPGのスタンドはあちらこちらにあつて四十五円の手に入る。あるいはこれは詰めていけばもつと下がるかもしれない、前は二十三円くらいで手に入つておるのですから。

そういうようなことを考えていくならば、ガソリンの消費税というものが今度引き上げられるけれども、それだけ税収はふえないことになる。これはやはり個人は自分の家計の中でやりくりをするわけですから、そういうようなものの流れを的確に押えていかないと、これだけ上げたからこれだけの収入があるだろうといふような見方も、正確性を欠くのではないだろうか。また、そういうような面から、ひとつ価格の問題と税のあり方の問題については、全体をもう一回再点検をしてもらいたいといふことを要請いたします。私の質問を終わります。

○安倍委員 次回は、来たる十九日火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時八分散会